

平成30年第3回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年9月11日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第1号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第2号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第3号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第4号 平成30年度長南町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 9 議案第5号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第6号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 認定第1号 平成29年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第2号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第3号 平成29年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第4号 平成29年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第5号 平成29年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第6号 平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第7号 平成29年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第18 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 請願第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願
- 日程第21 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	林	義博	君	2番	小幡	安信	君
3番	岩瀬	康陽	君	4番	御園生	明	君
5番	松野	唱平	君	6番	河野	康二郎	君
7番	森川	剛典	君	8番	大倉	正幸	君
9番	板倉	正勝	君	10番	左	一郎	君
11番	加藤	喜男	君	12番	丸島	なか	君
13番	和田	和夫	君	14番	松崎	剛忠	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	教育長	小高	憲二	君
総務課長	常泉	秀雄	君	企画政策課長	田中	英司	君
財政課長	土橋	博美	君	税務住民課長	仁茂	宏子	君
福祉課長	荒井	清志	君	健康保険課長	浅生	博之	君
産業振興課長	岩崎	彰	君	農地保全課長	高德	一博	君
建設環境課長	唐鎌	伸康	君	ガス課長	大杉	孝	君
学校教育課長	川野	博文	君	学校教育課主幹	佐藤	功	君
生涯学習課長	三十尾	成弘	君				

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚	孝一	書	記	山本	和人
書記	石橋	明奈				

○議長（板倉正勝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち町長から挨拶がございませう。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございませう。

本日は、平成30年第3回定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、このたびの西日本豪雨、台風21号及び北海道地震により被災された皆様方に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。本地域においても、最近地震が頻発しておりますが、災害はいつやってくるかわからないわけでありませう。町といたしましても、災害に強い町づくりに向け、努力してまいりたいと考えております。

今年の夏は、埼玉県熊谷市で観測史上最高気温の41.1度を記録するなど異常な暑さが続き、記録づくめの夏でございませう。東日本の平均気温も過去最高となり、農作物への影響が危惧されておりましたが、千葉県の水稲の作柄もやや良となり、猛暑の影響も限定的であったと伺っており、安堵しているところでございます。

さて、平成30年度も上半期が過ぎようとしておりますが、計画しております事務事業につきましては、皆様方のご理解、ご協力をいただく中で順調に推移しているところでございます。

こうした中で、本定例会には、条例の一部改正3件、補正予算3件、決算認定7件、人事案件2件、合わせて15件を提案させていただきました。

また、本会期中におきまして、議会全員協議会をお願いしてございませう。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議、ご協議を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましたの挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成30年第3回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時03分）

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

2番 小幡 安信 君

3番 岩瀬 康陽 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、御園生 明君。

〔議会運営委員長 御園生 明君登壇〕

○議会運営委員長（御園生 明君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、去る8月30日に委員会を開催し、平成30年第3回定例会の議会運営について協議・検討を行いました。

本定例会に付議される事件は、条例の一部改正3件、補正予算3件、各会計決算認定7件、同意2件の計15議案が提出されているほか、請願1件が議題とされています。また、一般質問は6人の議員が行うことになっており、質問順位1番から3番までを11日に行い、4番から6番までを12日に行うことといたしました。

今回の一般質問の通告において、町政に関係するものではなく、国策で進められているものが見受けられ、議会運営委員会として取り下げをお願いいたしました。

議員各位におかれましては、いま一度、一般質問の内容や趣旨等についてご確認をお願いしたいと思います。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審査した結果、会期は本日11日から14日までの4日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会に提出されております平成29年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員会への付託は行わず、本会議で審議することといたしました。

ここで、一般会計決算認定に関する審議の方法を申し上げます。審議は、特に歳入と歳出に区分して質疑を行います。

まず、歳入については、1款町税から21款町債までを一括して質疑を行い、歳入に関する質疑終了後、歳出に関する質疑を行います。

歳出については、1款議会費から13款予備費までを款ごとに区分し、質疑者及び答弁者、また傍聴者にもわかりやすいよう一問一答を原則とし、質疑の回数については、会議規則第55条第1項ただし書きの規定により、「特に議長の許可を得たときはこの限りではない」を適用いたしまして、それぞれの区分ごとに5回以内とすることに決定いたしましたので、ご協力をお願いいたします。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成30年第3回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（板倉正勝君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日11日から14日までの4日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日11日から14日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案6件、認定7件、同意2件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本日までに受理した請願は1件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成30年5月分、6月分、7月分の例月出納検査結果、次に、議長等が出席した主な会議報告、次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により町長から報告のありました平成29年度長南町健全化判断比率及び平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計資金不足比率並びに平成29年度長南町ガス事業会計資金不足比率の報告、最後に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長から報告のありました教育委員会の点検及び評価報告書は、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～同意第2号の上程、説明

○議長（板倉正勝君） 日程第5、議案第1号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第19、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から同意第2号まで一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第2号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第3号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本3案は国の基準の一部改正に伴い、これらの基準に準ずる所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第4号 平成30年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算につきましては、総務費では、役場庁舎建設に伴う役場周辺測量業務委託料の追加を、農林水産業費では、鳥獣被害防止対策協議会補助金の追加を、商工費では、笠森駐車場トイレ整備工事に伴う配水管布設替え工事負担金の追加を、土木費では、道路維持工事費及び住宅リフォーム補助金の追加を、消防費では、広域組合への消防施設費負担金の追加を、教育費では、中学校放送卓交換工事費の追加が主な補正内容となっております。

歳入歳出それぞれに4,120万1,000円を追加し、予算の総額を44億518万4,000円にするものでございます。

次に、議案第5号 平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算につきましては、歳出では、平成30年度の国保制度改革に伴う国保事業報告システムの改修及び平成29年度退職者医療交付金の額の確定に伴い返還が生じることから、225万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億3,095万9,000円にするものでございます。

次に、議案第6号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算につきましては、前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還金及び精算に伴う一般会計への繰入金など1,584万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億6,484万6,000円にするものでございます。

次に、認定第1号 平成29年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は47億8,805万4,027円で、前年度と比較しますと11億3,984万7,304円、19.2%の減となり、歳出総額は45億5,056万4,214円で、前年度比11億7,004万2,539円、20.5%の減となりました。

歳入では、平成28年度に特別土地保有税の徴収猶予の取り消しに伴う繰越金があったこと、歳出では、平成28年度で小中一貫校校舎整備工事が完了したことや、新たな基金として設置いたしました公共施設等整備基金への積み立てを行ったことなどにより、平成28年度に比べ減額となりました。

歳入歳出差引額は2億3,748万9,813円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億1,277万8,733円となりました。

次に、認定第2号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険税をはじめ国・県からの支出金、支払基金交付金等を合わせた歳入総額は13億9,442万1,098円で、前年度比2.1%の増加となりました。

歳出では、保険給付費の減少により、歳出総額は12億9,727万4,881円で、前年度比0.9%の増加となり、歳入歳出差引額は9,714万6,217円となりました。

次に、認定第3号 平成29年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険料と一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金及び事務費繰入金と合わせた歳入総額は1億518万25円で、前年度比4.3%の増加となりました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と電算委託等の事務経費でございまして、歳出総額は1億

444万9,603円で、前年度比4.0%の増加となりました。

次に、認定第4号 平成29年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、介護保険料をはじめ国・県負担金、支払基金交付金、一般会計繰入金等を合わせた歳入総額は10億2,972万7,915円で、前年度比0.4%の減となりました。

歳出では、総合事業の開始に伴い、保険給付費は前年度比0.5%の減、地域支援事業費は前年度より10.7%の増となり、歳出総額は、前年度比1.2%増の9億9,214万6,907円で、歳入歳出の差引額は3,758万1,008円となりました。

次に、認定第5号 平成29年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は8,660万9,137円、歳出総額は7,806万3,928円となり、歳入歳出差引額は854万5,209円となりました。

次に、認定第6号 平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、平成29年度末の加入状況ですが、3地区合計で1,089戸、また接続戸数885戸になっており、接続率は81.3%となっております。

歳入総額は2億1,403万6,971円、歳出総額は2億903万8,371円であり、歳入歳出差引額は499万8,600円となりました。

次に、認定第7号 平成29年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収支において、ガス事業収益は6億1,916万95円、ガス事業費用は6億1,429万1,626円となり、当年度純利益は486万8,469円となりました。

利益の処分として、当年度利益剰余金のうち500万円を建設改良積立金に、その他未処分利益剰余金変動額は資本金への組み入れといたします。

次に、同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございますが、本案は現教育長の小高憲二氏の任期が9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

最後に、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、本案は現教育委員の星野悟氏の任期が9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案第1号から同意第2号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号から議案第3号までの内容の説明を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

〔福祉課長 荒井清志君登壇〕

○福祉課長（荒井清志君） それでは、議案第1号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容につきまして説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について。

長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページ目をお願いいたします。

改正の内容でございますが、この条例、第15条第1項第2号で引用します認定こども園法第3条第9項が、認定こども園法の改正により、第11項に変更となりましたので、これに合わせて条例の改正を行うものでございます。

附則で、施行期日は公布の日からするものでございます。

なお、改正内容や新旧対照表を、参考資料の1ページ、2ページに記載してありますので、参考としていただければと存じます。

以上で、議案第1号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号の内容について説明を申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

4ページ目をお願いいたします。また、参考資料の3ページから4ページに説明内容及び新旧対照表を記載しておりますので、あわせてごらんいただければと存じます。

家庭的保育事業等とは、定員19名以下、小規模な保育事業を指し、この条例はこの事業を行う場合の設備・運営に関する基準を設けたものですが、現在のところ、この事業の参入は長南町にはございません。

制定の趣旨でございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この基準に準じます町の条例を国と同様に、代替保育と食事の提供の特例を加えるものとなります。

改正の内容でございますが、第6条の条文に2項を加えるものです。

第2項として、家庭的保育事業等を行う事業者には、状況に応じて代替保育を提供することを義務づけておりますが、家庭的保育事業者等の事業間の連携協定の中で、役割や責任の所在が明確にされ、業務遂行上、支障がない措置が講じられていれば、これを代替保育にかえることができるとするものです。

第3項で連携協定の相手方としては、小規模保育事業A型、B型の事業者、事業所内保育事業者並びに小規模保育事業者A型と同等の能力を有すると町長が認めた事業者とするものです。

もう一つの改正ですが、第16条第2項に1号を加えるものになります。それを第4号として家庭的保育事業者等は給食の提供や調理設備を整備するように義務づけられておりますが、この一部改正により保育所や幼稚園などへ調理業務を委託している業者のうち、町長が衛生管理、衛生面、栄養面、調理業務を適正に遂行でき

る能力があると認めた事業者からであれば、給食の外部搬入を可とするものでございます。

議案書の5ページをお願いします。

附則に1条追加し、調理施設や調理員の配置については、経過措置は5年となっておりますが、第3条の追加で10年に延長するという内容のものでございます。

施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上が、議案第2号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、議案第3号の内容につきまして説明を申し上げます。

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第3号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

7ページ目をお願いいたします。また、参考資料の8ページから9ページに説明内容及び新旧対照表を記載しておりますので、あわせてごらんいただければと存じます。

まず、制定の内容でございますが、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この基準に準じます町の条例を改正するものでございます。制定の内容ですが、児童支援員の資格をまず明確にするためのものと、資格の拡大をするための改正となります。

第10条第3項第4号の条文を、教職員免許法第4条に規定する免許状を有するものとするもので、免許の更新をしていないものであっても資格者とするということで明確化するものでございます。また、第15条の条文、5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、町長が適当と認めたものを追加することで、どんな学歴の方でも5年以上の事業に従事し、町長が適任と認めることにより、児童支援員の資格が得られるようにするものです。

附則で、施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上、議案第1号から議案第3号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの内容の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明ではございましたが、ご審議賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第1号から議案第3号までの内容説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第4号 平成30年度長南町一般会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第4号 平成30年度長南町一般会計補正予算について。

平成30年度長南町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成30年度長南町一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度長南町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,120万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億518万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款国庫支出金は、鳥獣被害防止総合対策交付金及び農地中間管理事業業務委託金の追加をするものでございます。

18款繰入金は、介護保険特別会計からの前年度精算による返還金でございます。

19款繰越金は、前年度繰越金3,183万4,000円の追加をするものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

2款総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、7節では臨時職員賃金の追加を、13節では会計年度任用職員制度導入のための例規整備支援業務委託料108万円及び特定情報取扱状況監査支援業務委託料54万円、それぞれを追加するものでございます。

5目財産管理費では、役場庁舎建設に伴う周辺測量業務委託料、9目防災対策費では、防災無線戸別受信機、アンテナ取付手数料、13目諸費では、南部開発公社の債務保証に係る保証金及び税等還付金を追加するものでございます。

5款の農林水産業費でございます。

1項農業費、3目農業振興費、14節では農地中間管理事業運営システム用パソコン使用料を、19節では電気柵等追加購入における鳥獣被害防止対策協議会補助金の追加をするものでございます。

特定財源につきましては、全額国庫補助金を充てさせていただくものでございます。

9ページをお願いいたします。

7目農村環境改善センター費では、空調機器の修繕料を追加するものです。

6款1項商工費では、笠森駐車場トイレ整備工事に伴う広域水道部への配水管布設替え工事負担金及び笠森駐車場整備に係るNTT柱の移転補償費の追加をするものです。

7款土木費でございます。2項道路橋梁費では、道路維持工事費の追加を、5項都市計画費ではブロック塀

等の改修、撤去費を住宅リフォーム補助金に追加するものです。

8款1項消防費でございますが、広域組合への消防施設費負担金を追加するものです。

9款教育費でございます。3項中学校費、10ページになりますが、2目教育振興費では、旧長南小学校からのグランドピアノの運搬料、3目学校施設整備費では、放送卓交換工事費の追加をするものです。

4項社会教育費、2目公民館費では、空調機器及び一部畳がえの修繕費を追加するものでございます。

以上、議案第4号 平成30年度一般会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第4号の内容説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

〔健康保険課長 浅生博之君登壇〕

○健康保険課長（浅生博之君） それでは、議案第5号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ225万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,095万9,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費、13節委託料の27万円につきましては、国保制度改革（都道府県化）に伴います国保事業報告システムの改修をするもので、この財源は県からの特別調整交付金を充てさせていただくものでございます。

7款諸支出金、1項4目療養給付費等交付金償還金、23節償還金利子及び割引料の198万9,000円につきましては、平成29年度退職者医療交付金の額の確定に伴う返還でございまして、財源は一般財源の繰越金でございます。

歳入につきましては、ただいま歳出で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第5号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

の内容とさせていただきます。ご審議賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第5号の内容説明は終わりました。

議案第6号の内容説明を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

〔福祉課長 荒井清志君登壇〕

○福祉課長（荒井清志君） それでは、議案第6号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の10ページをお願いいたします。

議案第6号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算の補正予算書1ページ目をお開き願います。

平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）です。

第1条第1項をごらんください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に1,584万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,484万6,000円とするものでございます。

介護保険特別会計は、前年度超過交付分の国や県などの交付金を翌年度の会計で精算し返還することになります。9月に支払基金からの交付金及び町からの繰入金を返還し、2月には国と県に返還することになります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。

7ページをお願いいたします。

5款諸支出金は、1,584万6,000円を増額し、支払基金交付金へ1,021万9,000円を一般会計への繰出金として562万9,000円を返還するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

この返還金等の財源については、平成29年度からの繰越金1,584万6,000円を増額し、充当するものでございます。

以上をもちまして、議案第6号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。大変雑駁な説明ではございましたが、よろしくご審議賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時を予定しております。

（午前 9時47分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（板倉正勝君） 認定第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、認定第1号の内容についてご説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

認定第1号 平成29年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度長南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

早速ではございますが、別冊の平成29年度長南町歳入歳出決算書に基づきまして、主な内容についてご説明を申し上げます。

事項別明細書の歳入からご説明いたします。58ページをお願いいたします。

まず、1款の町税では、収入済額は前年度比250万円余り増の11億3,179万3,101円で行いました。不納欠損額は819万3,794円、収入未済額は3,777万2,041円で行います。

1項町民税では、1,360万円余り増の4億1,500万629円で行いました。内容といたしまして、1目個人町民税では、前年度比微増の3億3,223万6,329円、2目法人町民税では、1,340万円余り増の8,276万4,300円で行いました。

また、2項固定資産税は、前年度比870万円余り減の6億3,148万7,331円で行いました。

62ページをお開き願います。

6款地方消費税交付金は、前年度比169万円減の1億4,424万7,000円、7款ゴルフ場利用税交付金は、前年度並みの9,970万975円が交付されました。

64ページをお願いいたします。

10款地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税合わせまして、前年度比6,500万円余り増の15億4,198万7,000円の交付となっております。

68ページをお開き願います。

14款国庫支出金でございますが、収入済額2億6,606万5,268円で行いました。収入未済額2,693万8,000円につきましては、繰越明許設定いたしました道路河川災害復旧事業に関する土木費負担金及び社会資本整備総合交付金が財源となります道路橋梁修繕事業に係る土木費補助金でございます。

1項の国庫負担金は、平成28年度に小中一貫校校舎整備工事が完了したことによる教育費負担金の減によりまして、前年度比1億7,900万円余り減の1億3,633万7,135円となっております。

70ページになりますが、3目の土木費国庫負担金は、繰越明許設定をいたしました道路河川災害復旧事業によるもので、収入未済額655万5,000円となっております。

2項国庫補助金は、1億2,751万7,716円が交付されました。

72ページをお願いいたします。

6目の土木費国庫補助金では、前年度に引き続き道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金が交付されて

おり、収入未済額の2,038万3,000円につきましては、繰越明許設定をいたしました道路橋梁修繕事業によるものでございます。

74ページをお願いいたします。

15款県支出金でございますが、地籍調査事業の増額により、前年度比1億300万円余り増の4億1,085万4,796円の交付がございました。

80ページをお開き願います。

16款財産収入は、2項財産売払収入において、又富団地、サニータウン米満、法定外公共物等の売り払いにより、前年度比4,000万円余り増の4,441万3,065円でございます。

82ページをお願いいたします。

17款寄附金でございますが、4,731万5,268円の寄附をいただいたところでございます。1目の一般寄附金につきましては4件、2目のふるさと納税寄附金は954件の寄附となっております。

次に、18款繰入金でございますが、前年度比1億9,600万円余りの減となっております。

1目の財政調整基金は、2億2,000万円を繰り入れし、3目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金以降の繰入金につきましては、目的に合わせてそれぞれを充当いたしました。

84ページになりますが、9目介護保険特別会計繰入金は、前年度精算分として繰り入れがございました。

19款繰越金は、平成28年度は特別土地保有税及び延滞金により大幅な増額となりましたが、平成29年度は7億1,000万円余り減の2億729万4,578円となっております。

次に、20款諸収入でございますが、8,426万4,354円となっております。

88ページをお願いいたします。

21款町債でございますが、収入済額は2億4,340万円でございます。

3目の土木債につきましては道路橋梁修繕事業によるもので、1,240万円を借り入れし、繰り越し分については翌年度の借り入れとなります。

4目災害復旧債は、道路河川災害復旧事業によるもので、繰り越しのため、全額翌年度借り入れとなります。以上、予算現額が47億2,744万800円、調定額48億6,525万6,705円、収入済額47億8,805万4,027円、収入未済額6,900万8,884円の歳入の内容でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

90ページをお願いいたします。

まず、1款議会費でございますが、8,158万3,281円、2款総務費では8億534万4,538円の支出となっております。

1項総務管理費では、1,167万480円の繰越明許を設定いたしました。

97ページをお願いいたします。

こちらは5目の財産管理費になりますが、中ほどの13節委託料の繰越明許費454万2,480円は、庁舎建設基本方針策定業務及び旧西小学校防水改修工事管理業務委託によるもので、15節工事請負費の繰越明許費712万8,000円は旧西小学校防水改修工事費によるものでございます。

101ページをお開き願います。

こちらは8目の地域振興費になりますが、上段の13節の委託料では、地方創生推進交付金を財源に小学校等跡地活用のため、企業等誘致支援業務委託を実施いたしました。

9目の防災対策費でございますが、防災行政無線デジタル化に伴う戸別受信機購入の完了により、前年度比9,300万円余りの減額となっております。

114ページをお願いいたします。

3款の民生費でございます。9億8,953万3,429円の支出でございました。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、障害者福祉関連経費と特別会計への繰出金が主な支出となっております。

120ページをお願いいたします。

7目の臨時福祉給付金事業費は、非課税世帯への負担軽減対策として国庫補助金を財源として交付をいたしました。

123ページをお願いいたします。

2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費になりますが、中ほどの15節工事請負費では、児童クラブ施設建設工事を国庫補助金を財源として実施をいたしました。

124ページをお願いいたします。

4款衛生費でございます。3億974万7,519円を支出いたしました。主に広域組合の各種負担金、予防接種事業、子ども医療費助成事業、各種がん検診事業等を実施いたしました。

132ページをお開き願います。

5款農林水産業費でございます。4億6,829万9,916円の支出でございました。

1項農業費、135ページになりますが、3目農業振興費、下段の19節では各種団体事業に対し補助金等を交付いたしました。

140ページをお開き願います。

6款商工費でございます。4,943万4,284円を支出いたしました。

142ページになりますが、2目観光費では、野見金公園整備工事等の完了により減額となっております。

144ページをお開き願います。

7款土木費でございます。5億2,465万2,560円の支出でございました。また、4,507万4,600円の繰越明許を設定いたしました。

1項土木管理費、2目地籍調査費は、前年度比1億4,000万円余りの増額となっております。

146ページをお開き願います。

2項道路橋梁費の繰越明許費4,507万4,600円につきましては、2目道路維持費のトンネル修繕に係る委託料及び工事請負費と、148ページになりますが、4目橋梁維持費の橋梁修繕に係る委託料及び工事請負費によるものでございます。

150ページをお願いいたします。

8款消防費でございますが、長生広域組合への負担金でございます。

9款教育費でございます。小中一貫校校舎整備工事の完了に伴い、前年度比5億5,000万円余り減の3億

9,041万8,293円を支出いたしました。

156ページをお開き願います。

2項小学校費、2目の教育振興費でございますが、13節では長南小学校開校に伴うスクールバス運行委託料、14節ではICT教育環境整備のため、全児童にタブレット端末を配備したことによる使用料でございます。

160ページをお願いいたします。

3項中学校費、3目の学校施設整備費でございますが、普通教室等空調設備工事を実施いたしました。

4項社会教育費でございます。164ページになりますが、3目文化財保護費では、13節指定文化財環境整備委託料として、豊原の油殿古墳群の伐採を平成28、29年度の債務負担行為により実施をいたしました。

また、渡邊辰五郎記念館基本計画策定業務委託は、国庫補助金であります地方創生推進交付金を財源に実施をいたしました。

170ページをお開き願います。

10款災害復旧費でございます。1項農林水産施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費は、平成29年10月の台風21、22号による被災に伴う復旧費でございます。

2目林業施設災害復旧費は、千田地先の県単小規模治山緊急整備工事によるものです。

172ページになりますが、2項公共土木施設災害復旧費は、農地災と同様、10月の台風によるもので、道路河川に係る災害関連経費でございます。

工事費につきましては、それぞれ繰越明許を設定させていただきました。

11款公債費につきましては、3億9,592万4,834円の支出でございました。

12款諸支出金でございますが、前年度比6億8,000万円余りの減額となっております。減額の要因といたしましては、3項基金費のうち、平成28年度は新規に設置した公共施設等整備基金への積み立てを行ったことによるものでございます。

176ページをお願いいたします。

13款予備費でございますが、民生費、教育費に充当を行いました。

以上が歳出予算現額47億2,744万800円、支出済額45億5,056万4,214円、翌年度繰越額6,894万9,080円の内容でございます。

178ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。こちらでは、歳入歳出差引額が2億3,749万円、これから翌年度に繰り越すべき財源2,471万2,000円を差し引いた2億1,277万8,000円が実質収支の額となります。

186ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。この表は、公有財産中の土地及び建物の平成28年度現在高につきまして、統一的な基準による財務書類の作成に伴い調査を行い、固定資産台帳の整備を行ったところ、数値に異動が生じたため、この表を作成いたしました。この28年度現在高をもとに、180ページをごらんいただきたいと思います。

この表が平成29年度の公有財産中の土地、建物の異動の調書となっております。主な異動につきましては、旧四小学校用地を行政財産から普通財産への異動をしたものでございます。

その他財産に関する異動につきましては、188ページ以降に記載をさせていただいております。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が認定第1号の内容でございます。

最後に、財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして申し上げます。お手元にあります監査委員の意見書に記載のとおりでございますけれども、実質赤字比率は、一般会計を初めとした各会計はそれぞれ黒字の決算のため該当はございませんでした。

実質公債費比率は6.9%、将来負担比率は35.8%でございます。それぞれ早期健全化基準を下回っております。

また、資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、ガス事業会計、いずれも資金不足を生じておりませんので、これにつきましても該当はございませんでした。

以上、認定第1号 平成29年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について及び財政健全化法に基づく各比率につきましての説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで認定第1号の内容の説明は終わりました。

認定第2号及び認定第3号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

〔健康保険課長 浅生博之君登壇〕

○健康保険課長（浅生博之君） 平成29年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の12ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第2号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、初めに国民健康保険の加入状況につきましてご説明申し上げます。

平成29年度末の加入世帯数は1,420世帯でございます。被保険者数は2,292人でございます。前年と比較いたしますと、世帯数では36世帯の減、被保険者数では後期高齢医療への移動などによりまして、96人の減でございます。

また、平成29年度の税制改正によります軽減範囲の拡大に伴う軽減世帯につきましては、817世帯で加入世帯の55.58%でございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の196ページをお開きいただきたいと存じます。

1款国民健康保険税でございます。収入済額2億4,722万9,980円、不納欠損額1,057万3,290円、収入未済額4,034万2,313円、調定額に対する徴収率は82.92%、前年度と比較いたしますと、1.45ポイントの増でございます。

次の198ページをお願いいたします。

3款国庫支出金から、200ページの4款療養給付費等交付金、5款前期高齢者交付金、6款県支出金及び202ページの7款共同事業交付金につきましては、療養給付費、また国保財政の安定化を図るための医療給付費として、それぞれ法定負担割合に基づき交付されたものでございます。

9款繰入金につきましては、収入済額8,846万7,807円でございます。

2目一般会計繰入金につきましては、収入済額8,846万7,807円でございます。

1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分につきましては、収入済額3,449万3,350円でございます。このうちの4分の3の2,587万12円は県が負担しているものでございます。

2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分は、収入済額2,014万51円でございます。このうちの2分の1の1,007万25円は国の負担分、4分の1の503万5,012円は県が負担しているものでございます。

この1節、2節を合わせました保険基盤安定繰入金5,463万3,401円のうち、4,097万5,049円を国と県が負担しているものでございます。

206ページが一番下の欄をごらんいただきたいと存じます。

歳入合計といたしまして、調定額14億4,533万6,701円、収入済額13億9,442万1,098円、不納欠損額1,057万3,290円、収入未済額4,034万2,313円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明していきたいと存じます。

次の208ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は3,992万328円でございます。人件費のほか事務に係る電算委託料などがございます。

次の210ページをお願いいたします。

2款保険給付費の支出済額は7億5,478万5,844円でございます。前年度に比べ2,764万4,491円の減となり、給付費は落ちついてきております。

続きまして、1ページ飛んでいただきまして、214ページの3款後期高齢者支援金等及び218ページの6款介護納付金につきましては、診療報酬支払基金に拠出したものでございます。

7款共同事業拠出金の支出済額は2億3,728万9,412円でございます。国保連合会事業の財源として拠出したもので、給付費が例年並みとなったことにより、前年度に比べ1,225万4,211円の減でございます。

220ページ及び222ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

8款保健事業費の支出済額は1,795万5,282円でございます。集団健診及び個別健診などの事業の実施や人間ドックの助成175人分でございます。

なお、人間ドックの助成につきましては、平成28年11月1日から、町と契約していない医療機関においても、過去2回以上受検している場合には助成金を償還払いいたしまして、13人に償還払いしたところでございます。

9款基金積立金の支出済額は3,600万1,000円でございます。年度末の基金保有高は3,913万8,950円でございます。

224ページもあわせてごらんいただきたいと存じます。

11款諸支出金の支出済額1,369万3,127円につきましては、保険税の還付22件及び平成28年度療養給付費等負

担金の交付額確定に伴う返還額1,288万5,355円でございます。

224ページの下の欄をお願いいたします。

歳出合計といたしまして、支出済額12億9,727万4,881円、不用額1億2,381万1,119円でございます。

次の226ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額13億9,442万1,000円、歳出総額12億9,727万5,000円、歳入歳出差引額9,714万6,000円、実質収支額は9,714万6,000円となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

227ページの財産に関する調書につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、認定第3号 平成29年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

認定第3号 平成29年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、長南町後期高齢者医療の加入状況でございますが、平成29年度末の加入者は1,755名でございます。前年比3人の減でございます。また、町の総人口の21.6%となっております。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の232ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料でございます。収入済額7,161万2,400円、収入未済額49万8,500円となりまして、調定額に対する収納率は99.1%でございます。

2款繰入金は、収入済額3,075万6,644円でございます。制度に基づく一般会計からの繰入金でございます。

4款諸収入は、収入済額236万8,632円でございます。

234ページをお願いいたします。

これは、4項1目雑入の人間ドックの助成に係ります長寿健康増進事業補助金や事務費委託金などでございます。

歳入合計といたしまして、調定済額1億567万8,525円、収入済額1億518万25円、収入未済額49万8,500円でございます。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。

236ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は162万5,325円でございます。電算処理委託料及びシステム使用料でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億113万1,957円でございます。広域連合への保険料等の納付金でございます。前年度と比較いたしますと448万1,133円の増でございます。県下全体での被保険者数の増加や1人当たりの医療給付費の増加などによるものでございます。

3款保健事業費でございますが、人間ドックの助成38件分でございます。

238ページをお願いいたします。

下の欄でございますが、歳出合計といたしまして、支出済額1億444万9,603円、不用額355万397円でございます。

240ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億518万円、歳出総額1億445万円、歳入歳出差引額が73万円、実質収支額は73万円となりまして、翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

以上、誠に雑駁でございますが、認定第2号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定第3号 平成29年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜り、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで認定第2号及び認定第3号の内容の説明は終わりました。

認定第4号の内容の説明を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

〔福祉課長 荒井清志君登壇〕

○福祉課長（荒井清志君） それでは、平成29年度長南町介護保険特別会計の決算の内容につきまして、説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。

認定第4号 平成29年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

まず最初に、平成29年度介護保険事業の概要につきましてご報告させていただきます。

まず、要介護認定についてですが、高齢者数は平成29年度3月末で3,270人、前年度の同時期に比べて35人の増となりました。

要介護認定者数は8人減の566人で、うちサービスの利用者は473人となっております。

次に、介護保険のサービスの利用状況ですが、介護給付費を見ながら説明いたしますので、決算書の256ページをお願いいたします。

2款の保険給付費、1項の介護サービス等諸費、この1項につきましては、要介護認定の1から5と認定された方々のサービス給付費を計上させていただくところでございます。

1目の居宅介護サービス給付費ですが、訪問介護や訪問リハビリテーションの訪問系のサービスがやや増加、訪問・通所介護や通所リハビリなどの通所系のサービスがやや減となりました。給付費のトータルでは696万余の増加となったところです。

2目の地域密着型介護サービス給付費では、主たるサービスである認知症対応型共同生活介護、グループホームと呼ばれておるものですが、これが増加しましたので、全体では300万余の増となりました。

次に、3目の施設介護サービス給付費では、介護老人保健施設の入所者の増はあったものの、特別養護老人ホームの入所者の減のほうが大きく、施設介護サービス費全体では856万余の減となったところです。

258ページをお願いします。

下のほうになります。2項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1から2の認定を受けた方々のサービス給付費となります。

260ページの3目介護予防福祉用具の貸与、262ページになりますが、6項1目特定施設入所者介護サービス費で若干の増はありましたが、訪問介護、通所リハビリテーションで給付費の減がありましたので、介護予防サービス等諸費全体では160万余の減となったところでございます。

以上、256ページに戻っていただきますが、2款の平成29年度の保険給付費、支出済額8億6,688万9,167円で、前年度に比べ、額で425万円余の減、率で0.5%の減となりました。ほぼ昨年並みのサービスの給付費であったと考えております。

次に、歳入を説明させていただきます。

決算書の244ページにお戻りいただきます。

1款1項の介護保険料は調定額2億1,312万6,600円で、前年度より618万1,100円の増となりました。収納率は94.7%でございました。不納欠損120万120円は消滅時効による15名分の不納欠損をさせていただきました。

次に、3款国庫支出金、246ページに行きまして、4款支払基金交付金、5款の県支出金、248ページに行きまして、8款の繰入金、1項一般会計繰入金については、保険給付や地域支援事業費に係る費用をそれぞれの法定の負担割合により交付されたものでございます。

248ページの2項基金繰入金は、29年度では介護給付費準備基金を取り崩すことはありませんでしたので、ゼロとなっております。

次に、歳出でございますが、254ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1,508万6,953円で、前年度と比較して264万6,375万円の増となりました。増の要因は、平成29年度では第9期の介護保険事業計画の策定年であったことから、1節報酬費で、介護保険運営協議会を3回実施したこと、また13節委託料におきまして、計画策定のための委託料の増となります。

3項の介護認定審査会費は798万2,522円で、前年度比123万8,425円の増となりました。増の要因は256ページになりますが、19節で広域市町村圏組合で実施する介護認定審査会の回数をふやして実施したためのもとなります。

2款の保険給付費につきましては冒頭説明したので、説明は省略させていただきます。

次に、264ページをお願いします。

4款の地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・日常生活支援総合事業費と2目の介護マネジメント事業費はほぼ昨年並み、266ページの3目一般会計予防事業費は293万4,395万円で、144万1,274円の減となります。減の要因につきましては、週2回行っているのびのび元気教室の利用者が介護サービスに移行したための減となります。

2項の包括的支援事業費は、1目包括支援センター運営事業費は、支出済額1,979万9,527円で、前年度比507万4,233円の増となりました。増の要因は、センター職員が2名から3名に増員になったことの人件費と介護予防強化のための臨時保健師1名を採用したための賃金の増となります。

268ページをお願いいたします。

5 款の諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、270ページ3 目の償還金は、平成28年度で超過交付となっておりまして国庫支出金等を平成29年度で精算し返還したものでございます。

272ページをお願いします。

最後に、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額10億2,972万8,000円、歳出総額9億9,214万7,000円、歳入歳出差引額3,758万1,000円、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も差引額と同額となり、翌年度へ繰り越すこととなります。

273ページの財産に関する調書の2の基金ですが、平成29年度末介護保険準備基金の残高は1億2,997万円になったところです。

以上で、認定第4号 平成29年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。雑駁な説明ではございましたが、よろしくご審議いただきまして、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで認定第4号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時5分を予定しております。

(午前10時50分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時06分)

○議長（板倉正勝君） 認定第5号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

[建設環境課長 唐鎌伸康君登壇]

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、平成29年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の15ページをごらんいただきたいと存じます。

認定第5号 平成29年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、概要について説明を申し上げます。

笠森霊園は、事業を開始して以来40年が経過いたしました。現在におきましては、霊園施設の維持管理及び墓所利用者へのサービス向上に向け、公営霊園として適正な管理運営に努めているところでございます。

平成29年度末の墓所等の使用状況は、総数9,280区画のうち9,057区画が使用されておりまして、使用率は97.6%でございます。

それでは、決算書の事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の278ページをお開きください。

1 款事業収入では、調定額6,024万6,800円、収入済額5,460万3,510円、不納欠損額88万2,830円、収入未済額476万460円となりました。

1 目墓所使用料は、調定、収入済額ともに1,451万円で、墓所60区画分の永代使用料でございます。

2 目工事負担金は、調定、収入済額ともに122万円で、墓所35区画におけるカロートの工事負担金でございます。

3 目墓所管理料は、調定額4,211万6,640円に対しまして、収入済額3,647万3,350円となりまして、88万2,830円の不納欠損処理をさせていただきまして、収入未済額は476万460円となりました。なお、不納欠損額88万2,830円につきましては、墓所の承継者がいない10区画分でありまして、墓所の使用許可の取り消しを執行させていただいた内容でございます。

4 目施設使用料は、調定、収入済額ともに240万160円で、斎場等の施設使用料でございます。

次に、2 款財産収入は、調定、収入済額ともに6万232円で、土地の貸付収入と財政調整基金の利子でございます。

3 款寄附金につきましては、収入はございませんでした。

4 款繰入金は、調定、収入済額ともに2,330万円で、財政調整基金からの繰入金でございます。

続きまして、280ページをお開きください。

5 款繰越金は、調定、収入済額ともに852万4,874円で、前年度繰越金でございます。

6 款諸収入は、調定、収入済額ともに12万521円で、普通預金利子及び墓所使用許可書の再交付料等でございます。

歳入合計でございますが、調定額9,225万2,427円、収入済額8,660万9,137円で、調定に対する収入率は93.9%となりました。

続きまして、次のページをお開きください。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款霊園総務費は、予算現額4,237万1,000円に対しまして、収入済額は4,145万2,477円でございます。主な支出につきましては、一般職及び非常勤職員の人件費のほか、事業運営に係る事務費、園内清掃の委託、墓園管理システムの使用料等の内容でございます。25節積立金におきましては、150万円を財政調整基金へ積み立てさせていただきました。

2 款霊園施設費は、予算現額3,970万3,000円に対しまして、支出済額は3,661万1,451円でございます。

284ページをお願いいたします。

主な支出につきましては、15節工事請負費において、平成29年10月の台風21号によりまして被災した墓所区画のり面の復旧工事、及び前年度から実施しております有害獣対策の防護柵設置工事、並びに管理事務所の鉄骨塗装工事が主な内容でございます。

3 款公債費及び4 款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計でございますが、予算現額8,312万4,000円に対しまして、支出済額7,806万3,928円、不用額506万72円の内容でございます。

286ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は8,660万9,000円、歳出総額7,806万4,000円で、歳入歳出差引額は854万5,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の854万5,000円でございます。

288ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。1、公有財産は前年度と同様となりますが、2、物品につきましては、平成15年に購入いたしました軽トラック1台を廃車させていただいたものです。289ページ下段の3、基金では、決算年度中に2,330万円を取り崩し、150万円を積み立てしたことによりまして、決算年度中の増減高はマイナス2,180万円、決算年度末現在高は4,076万1,000円となりました。

以上、雑駁な説明でございますが、認定第5号 平成29年度笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで認定第5号の内容の説明は終わりました。

認定第6号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の16ページをお開きください。

認定第6号 平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の長南町歳入歳出決算書の294ページをお開きください。

初めに、事業の概要説明を申し上げたいと存じます。

平成29年度末の加入状況でございますが、農集3地区合計で加入戸数1,089戸、また、接続戸数につきましては、前年度比9戸増の885戸となり、接続率は81.3%となっているところでございます。

農業集落排水事業は、平成5年度に着手いたしまして、平成15年度をもって3地区全ての工事が完了いたしました。その完了から15年が経過したところでございまして、適正な施設の維持管理に努めているところでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項1目農業集落排水事業費分担金におきましては、収入済額は84万円で、2戸分の加入分担金でございます。

2款1項1目1節の現年度分施設使用料でございますが、収入済額4,070万3,075円で、豊栄東部、芝原、給田地区の使用料と、睦沢町、長柄町の汚泥の乾燥処理施設使用料でございます。

2節は、滞納繰越分使用料26万8,384円で、15名分の収入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、収入済額1億6,700万円でございます。

次に、4款1項1目繰越金におきましては、前年度繰越金、収入済額486万3,811円となったところでございます。

次に、5款1項1目預金利子でございますが、収入済額1,701円でございます。

2項1目雑入では、296ページになりますが、収入済額36万円で、指定工事店指定交付証納付手数料ほかでございます。

歳入合計、調定額2億1,578万9,809円、収入済額2億1,403万6,971円でございます。収入済額におきましては、対前年度比0.01%の減となったところでございます。

続きまして、298ページ、歳出につきましてご説明を申し上げます。

1款1項1目一般管理費につきましては、職員の給与等で、支出総額594万9,094円でございます。

2節から4節までは人件費関係でございます。13節委託料は農業集落排水施設使用料金の処理委託料でございます。内容は電算処理システムの保守管理の委託料でございます。

次に、2款1項1目の施設管理費につきましては、支出済額3,949万5,591円でございます。内容でございますが、11節の需用費1,975万828円につきましては、修繕料のほか、電気料、水道料等でございます。

次に、12節役務費の支出済額244万8,614円は電話料でございます。中継ポンプ90カ所が電話回線で接続されておりますので、その電話料でございます。

13節委託料、支出済額1,550万6,309円につきましては、主なものでございますけれども、3カ所の污水处理場の中継ポンプなどの維持管理委託料でございます。

15節工事請負費、支出済額170万1,000円につきましては、管路施設に関する舗装修繕工事等でございます。300ページをお開きください。

3款1項公債費でございますが、支出済額1億6,359万3,686円でございます。

1目の元金ですが、支出済額1億2,893万9,130円は、起債借入金の元金相当分の償還金でございます。

2目利子につきましては、支出済額3,465万4,556円で、借入金に対する利子相当分の償還金でございます。

4款予備費につきましては、支出がございません。

歳出合計でございますが、予算現額2億1,446万3,000円に対しまして、支出済額2億9,003万8,371円、対前年度比0.7%の減となったところでございます。

次に、302ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億1,403万7,000円、歳出総額2億903万8,000円、歳入歳出の差引額が499万9,000円で、この額が5の実質収支額となったところでございます。

なお、次の304ページからは財産に関する調書でございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第6号 平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで認定第6号の内容の説明は終わりました。

認定第7号の内容の説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

[ガス課長 大杉 孝君登壇]

○ガス課長（大杉 孝君） それでは、認定第7号 平成29年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

認定第7号 平成29年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定により、平成29年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、決算書は別冊になっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、決算内容の概況から説明させていただきたいと思ひます。9ページをお開き願ひたいと思ひます。

1 概況、（1）総括事項になります。

平成29年度末の需要家数は4,600戸で、前年度より2戸減となり、ガス販売量は856万6,625立方メートルで、前年度に比較し4万8,320立方メートル、0.57%増となりました。

収益的収支につきましては、ガス事業収益6億1,916万95円、ガス事業費用6億1,429万1,626円となり、当年度純利益は486万8,469円となりました。

建設改良工事につきましては、主に経年管対策工事として、白ガス管入替工事を町道山内3号線ほか18カ所、4,607メートルを実施いたしました。平成29年度末白ガス管の残延長は1万400メートル弱となり、平成32年度完了予定としております。

次に、10ページをお願いたします。

（4）は、ガス事業法改正に伴い、関東経済産業局に所要の手續を行ひ実施したものでございます。

2の工事でございますが、主な白ガス管入替工事の概況でございます。

次に、11ページでございますが、3の業務量となります。業務量及び事業収支に関する事項で、前年度との比較となっております。当期需要増により、販売量では前年度比4万8,000立方メートル、741万7,000円、1.2%増となったところでございます。

2ページほど飛びまして、15ページをごらんいただきたいと思ひます。

①のガス事業会計キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れをあらわしたものでございます。

平成29年度資金期末残高は、入替工事等の増資により、期首残高より377万1,000円減の1億5,101万1,101円でございます。

16ページにつきましては、会計方針などの中期事項をお示したものでございます。

17ページをお願いたします。

②のガス事業会計収益費用明細書でございます。税抜きとなっております。

主なものでございますが、収入では、1款ガス事業収益は6億1,916万95円でございます。うち、1項製品

売上、1目ガス売上は5億9,519万7,144円で、856万6,625立方メートル、前年度比4万8,000立方メートルの増でございます。

2項の営業雑収益は、93件分の内管工事及び警報器の収入でございます。

3項営業外収益は、利息及び会計制度改正による、長期前受金戻入等でございます。

4項特別利益は、平成28年度分の賞与引当金不用額でございます。

次に、支出でございますが、2款ガス事業費用6億1,429万1,626円でございます。

1項売上原価、1目ガス売上原価は3億4,075万5,352円で、874万8,722立方メートルの原ガス購入費でございます。合同資源及び関東天然ガスから購入をしたものでございます。

2項供給販売費は2億1,065万5,363円でございます。うち、9目修繕費1,058万8,311円は、720台分の検満ガスメーター修理及び漏えい修繕等でございます。

10目特別修繕引当金繰入額900万円は、ガスホルダー開放点検の積立金でございます。

19目の委託作業費2,440万3,090円は、4,600戸のメーター検針及びガス漏えい検査、消費機器調査等でございます。

3項一般管理費は、主に人件費と財務会計などのパソコンリース料の支出でございます。

4項営業雑費用は、93件分の内管工事費用でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

③のガス事業会計固定資産明細書でございます。29年度末償却未済額は14億6,868万3,804円でございます。

次の19ページは、企業債明細書でございます。29年度末償還残高は25件分で、5億1,736万7,849円となっております。

21ページ以降につきましては、参考資料として、長南町、睦沢町に分けた、それぞれの内訳書を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、前に戻っていただきまして、1ページをお開き願いたいと思います。

1のガス事業会計決算報告書でございます。税込みとなっております。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、各款項の内容につきましては、先ほど17ページで説明をさせていただきましたので省かせていただきます。

次に、2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入の決算額3,399万8,160円、1項企業債3,000万円、2項工事負担金は、長生グリーンライン工事に伴うガス管移設工事負担金等でございます。

次に支出でございます。1款資本的支出の決算額2億1,165万3,703円で、1項建設改良費1億8,324万6,261円は、19カ所の白ガス管入替工事及び舗装負担等でございます。2項は企業債償還金となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,765万5,543円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金並びに建設改良積立金、消費税調整額で補填をさせていただくものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

2のガス事業会計損益計算書でございます。

平成30年3月31日までの1年間のガス事業の経営成績をあらわしたものでございます。税抜きとなっております。

営業収益から営業費用を差し引き、特別利益を加えた当年度純利益は486万8,469円でございます。前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えました当年度未処分利益剰余金は4,090万4,316円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

4のガス事業会計剰余金処分計算書案でございます。

右側の当年度の未処分利益剰余金4,090万4,316円でございますが、そのうち議会の議決による処分額としまして、白ガス管入替工事などの財源として500万円を建設改良積立金へ積み立て、また、補填財源として使用しました建設改良積立金3,022万5,480円は資本金へ組み入れとする利益の処分とさせていただきます、567万8,832円を繰り越しするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

5のガス事業会計貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状態を明らかにするため、平成30年3月31日時点で保有する全ての資産、負債、資本を総括的にあらわしたものでございます。税込みとなっております。

白ガス管入替工事などの投資に伴い、左側の資産合計及び右側の負債資本合計ともに、前年度比2,121万6,000円増の16億9,205万3,899円でございます。複式記帳の法則により成立しているところでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、平成29年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして認定くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで認定第7号の内容の説明は終わりました。

以上で議案第1号から認定第7号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第5、議案第1号から日程第19、同意第2号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。日程第5、議案第1号から日程第19、同意第2号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

◎請願第3号の討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第20、請願第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願を議題とします。

お諮りします。

請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。請願第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから請願第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願について討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

請願第3号については、採択することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（板倉正勝君） 日程第21、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、お願いをいたします。また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は6人です。本日は質問順位1番から3番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はございませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

通告順に発言を許します。

◇ 岩 瀬 康 陽 君

○議長（板倉正勝君） 初めに、3番、岩瀬康陽君。

〔3番 岩瀬康陽君質問席〕

○3番（岩瀬康陽君） 議席3番、岩瀬でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。

執行部の皆様におかれましては、私の質問内容を十分、今まで協議、検討されてきたことと思っておりますので、町を元気にする建設的な答弁をいただければと思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

それでは、初めに放課後補習授業についてを質問します。

子供たちは、少子高齢化が進展する本町において、町の将来を担う重要な宝であり、充実した教育環境のもとで、学力の向上や郷土愛を育んでもらうことが、私は必要と思っております。

そのため、町は心豊かで確かな学力を持ち、たくましく生きる子供たちの育成を目指し、昨年度から統合小学校を新たに開校して、小・中一貫型の教育を推進しております。また、保護者の皆さんは、自分の子供が優秀で有名な学校に入って、いいところに就職し豊かな生活が送れるよう望んでおりまして、学校だけでなく近隣市町の塾にも通わせております。

しかし子供たちは、生まれた環境で、また家庭の経済事情、そういうものによって、塾に通えない子供たちもたくさんいると新聞等では報道されております。このため、うちの町でも恐らく教育の格差が生じていることは、私は否めないと思います。この教育格差は近年社会的な問題になって、たくさんの自治体でこの是正に向けて取り組んでおりまして、うちの町も早く取り組んでいただきたい、そう思っております。

私、この質問を過去に2回ほど行っております。なかなか具体化、具現化しない。去年出したと思うんですけども、たしか町から基礎学力の向上を図ることを目的に、小学生の放課後補習授業を予定しているんだと、そして今年度、たしか予算化されていると思っております。

先ほども話したとおり、やはり格差の是正、早目になくさなければいけない。また、うちのほうは、本町は非常に教育機関が未発達です。そういう面からも、子供たちを送迎している親御さんの負担を軽減する。それがやっぱり教育の町、また子育てに優しい町につながっていくんじゃないかと思います。

そして、この放課後補習授業が町の地方総合戦略の中に入っております、31年度の目標値、重要業績指標ですけれども、これを60%超としております。もうあと1年半しかございません。早く、喫緊にこの問題に取り組んでいただきたいと私は考えております。そして、今年の第1回定例会の予算特別委員会でも、補習授業は意欲ある全ての子供に学習の機会を提供できるよう、関係課と連携して準備を進めるよう求めています。

そこで伺います。町は、放課後補習授業実施に向けて、昨年の6月に児童、保護者にアンケート調査を実施したところ、参加希望者が約8割に達したと伺っています。町は、このアンケート結果をどのように考えているかが伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） お答え申し上げます。

議員さんのお話にございましたように、放課後補習授業の実施につきましては、昨年6月に小学校の全児童・保護者を対象にアンケートを実施いたしましたところでございます。結果としましては、正確には「ぜひ参加したい」あるいは「参加しようと思っている」という回答が約57%、「迷っている」を含めると約76.6%という内容で、非常に肯定的な回答をいただいております。保護者の関心の高さあるいは期待の大きさというものを感じたところでございます。その意味で、私どもも実施に向けて、課題を含めまして鋭意努力してきた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） 肯定的な方が一応約6割ということだったんですね。私8割だと思っておりましたので、

今、教育長の答弁にありましたように、やっぱり親御さん、児童の心、気持ちを重く受けとめて、取り組んでいければなと私は思っております。

それでは、要旨の2のほうに入ります。

平成29年第1回定例会で、放課後補習授業を早い時期に実施したいとの答弁がありましたけれども、実施に向けた取り組み状況と、実施の方法をお聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 教育委員会といたしまして、この平成29年6月のアンケートの結果を受けまして、実施場所あるいはスクールバスの運行を含む小学校との連絡調整、指導員の確保等に向けて努力してきたわけですが、希望者に対応できるだけの指導員の確保、あるいは実施にかかわるスクールバスの時刻、児童クラブとの調整等の問題がございます。また、学習指導要領が今年度から変わりまして授業時数が増加し、やろうとしていたカリキュラムの中でできないというようなことで、幾つか課題が出てきてございます。特に小学校を、そういう意味で会場として実施することを断念しまして、10月にその旨を保護者のほうに連絡させていただいたところでございます。

その後、平成30年度の実施を目指して準備を進めておったわけですが、2月初旬に県の健康福祉部健康福祉指導課より、平成30年度に県内全町村、17町村ございますが、において、千葉県生活困窮世帯の子供の学習支援事業を実施する旨の説明がございまして、全町村は必然的にこの事業に向けて、会場の手配、参加者への事業の周知、講師等の紹介等の業務を負うことになったわけでございます。

ある種突然降って湧いたような県の事業の実施に戸惑いを受けたわけですが、実施に当たりましては、いじめにつながらないように、対象は生活困窮者に限らなくてもよいということでしたので、町としては、同内容の事業を無理に立ち上げるよりも、この事業のスタートを待って、この事業が軌道に乗った時点で、事業の拡大あるいは講師の増員、町にできることをさらに充実させようというようなことで考えてきた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） スクールバスとか、前からも学校の教室を使うのは何かいろいろと問題があるような話もされておりました。その辺は私も十分承知しております。それと、県の健康福祉部ですか、そちらのほうからそういう投げかけがあったということでございますけれども、確かに、早目にとりあえず始めていただくのが私はよいかと思います。

そこで質問させていただきます。県のほうからそういう投げかけがあったみたいなんですけれども、県から派遣される講師は、これは地元で採用されるのですかね。それからまた、たしか土曜日の開催だったと思うんですけれども、土曜日のみの開催なのか、その辺をお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 県から派遣される講師につきましては、受託事業者によるため、現時点での詳細はわ

かっておりません。ただ、事前の説明によりますと、私ども教育委員会からも推薦してもらえるとありがたいというようなことでした。

私どもの実施につきましては、現在のところ、土曜日の午前中に2時間程度、小学生4年生から6年生を対象に考えておるところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） 私の要点は2つありました。学力格差の是正と、それからもう一点、子育て支援があったんですね。

そういう中で考えていただきたいんですけども、これが土曜日になってしまうと、当然スクールバスがなくて、親御さんがまた送迎してくるんだと、そういうことになりますよね。本当にこれでいいんですかね。これでは、町が自ら教育格差を発生させることになりませんか。私は、アンケートの結果をもっと重く受けとめなきゃいけないと思いますよ。

この補習授業、先ほどのアンケート結果は、町に大いに期待しているんですよ。町はこの期待にぜひ応えていかなきゃいけないと私は思います。

そこで伺います。スクールバスの運行は、たしか日単位の契約と説明を受けています。つまり保護者の送迎が不要で、希望する児童全員が参加できるように、補習授業実施日にバスを増便して、公民館ではなく、前から私言っていますけれども、放課後の教室、いろいろ大変だと思います。活用して補習授業をやっぴり実施すべきじゃないかと思います。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 議員さんおっしゃるように、放課後にというようなことでの検討が大事だというふうには、私ども受けとめておるわけでございますが、アンケートの結果からも、保護者は文字どおり放課後ということ期待をしているというふうに捉えておるわけでございます。

私どもこれを受けまして、全校が5時間の授業の、しかも部活動を実施しない月曜日にスクールバスを増便して、午後3時から4時ということで時間を想定して調整を進めてまいったわけですが、先ほど申し上げましたように、幾つかの課題が出てきて、現況になっているという状況でございます。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） そうですか。いろいろな課題というのは、でも克服できるんですよ。真っ正面から取り組めばできますよ。いろいろな方法がありますから。町と学校が、子供の学力の向上、教育格差の是正に向けて共通の認識を持つことで、私が提案していること、これも対応可能だと私は思っています。

しかし、今の計画でも、とりあえず県のほうがそういう話を持ってきているのであれば、今の町の状態からすると、この提案を受けてもやむを得ないのかなと私は思っています。しかし、まだ今の答弁だと、まだ県の計画が確定していないんじゃないかと私は考えました。

そこで伺いますけれども、この県の計画が延期または取りやめになることも、今までの状態から考えると想定されます。その場合はどのように対応していくのかお聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 本年度の開始予定の県の事業につきましては、過日連絡がございまして、延びるといようなことでの回答がございました。特にその内容は、受託事業者との契約の関係で、講師を基本的には十分確保できないというようなことが原因にあるように伺っておるんですが、私どもは県の福祉部からの指示があり次第対応できるように準備を進めております。

また、延期、取り下げになった場合の対応というご質問でございしますが、本町では本来独自で、私ども事業を進めるといことで考えておりましたので、本年度も予算計上をしておりますので、また次年度もそれを含めて考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） それでは、ぜひ、県の計画が延期または中止になった場合には、今年度も教育長のおっしゃるとおり予算計上されておりますので、早急に地元等から講師を確保して、補習授業を実施していただきたいと思えます。

それと、小学生に対する放課後の補習授業、この計画はとりあえずわかりました。しかし、中学生になりますと、当然高校受験を目指して学習塾に通う生徒もかなりの人数に上がってきます。残念なことに、今回中学生には補習授業のアンケート調査を行っておりませんので、希望の多少はわかりません。しかし、小学生と同様に、学力向上と保護者の負担軽減を図って、子育て支援の充実した町をつくっていくべきと考えます。

そこで伺いますが、町は中学生も学校の教室等を活用して、地元関係者等の協力を得て、放課後補習授業等を実施すべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） この放課後補習授業を中学生にもいようなことでのご質問かというふうに思いますが、部活動との関係、あるいは下校時の安全への配慮等もございまして、平日、教室等を活用しての実施ということについては難しいという判断を持ってございます。

まずは、小学校の高学年で土曜日、公民館での実施をスタートして、授業の成果や課題が見えてきた時点で、生徒や保護者の要望を把握し、その上で必要に応じて対象を中学生にまで広げられればというふうに考えております。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） それでいいんですかね。前から私言っているとおり、子供たちというのは日々成長していますよ。もう私が話をしてから1年が経過している。この間に小学校6年生は中学校、中学校3年生は高校に行っていますよ。この節目節目がやっぱり大事なんじゃないですか。やはり教育というのは待ったなしなんです。やはりいいことは早急に取り組む、そういう考えをぜひ持っていただければと思います。

中学生になれば、塾通いも、先ほど言ったように多くなります。体力的にも経済的にも、保護者や生徒にかなりの負担になっていきます。小学生の補習授業ができるのであれば、次は中学校だよと、大いに中学生の親御さんも期待していますよ。なせばなりますよ、やりましょうよ。ぜひ、実現に向けて取り組みを要望します。

それと、教育長、私いつもこうやって補習授業のことを言っていましたけれども、教育長が目指している教員と住民が連携して学校経営を行うコミュニティスクール、この実現にも、要はこれがきっかけとなって可能性が高まっていきますので、ぜひ取り組んでください。

今のは要望でございました。

それでは、次の質問、町の拠点整備についてに移ります。

現在、町は、人口減少を克服して活力ある長南町を維持するために、平成27年度に策定した長南町まち・ひと・しごと総合戦略に基づいて、2040年の目標人口を5,500人として、鋭意施策に取り組んでおり、その成果に大きな期待が寄せられているところです。しかし、本年8月の人口は約8,100人までに減少するとともに、生産年齢人口が減少しまして、高齢化率が既に40%を超えて、早くも超高齢化社会を、国に先駆けてなってしまうまい。

今年の3月の国立社会保障・人口問題研究所が、2030年には全ての都道府県で人口が減少し、2040年の本町人口が4,511人、2045年には3,809人になるとの推計も発表しています。このように、国を挙げて地方創生に取り組んでも、人口減少の回避は非常に難しいんじゃないかと私は捉えています。自然なことではないかと私は捉えています。

しかし、この人口減少の進展により、行政区域が広く集落が点在している本町は、一層財政基盤の弱体化が進むとともに、行政事務の効率性が低下して行政コストがかさんでいくことが確実視されます。これを防ぎ抑制して、現在の行政水準を維持・継続していくには、町に拠点を設けて、拠点周辺に集住してもらうとともに、公共サービスの機能も集中させて、生活の利便性、町の魅力を高める町のコンパクト化を進めることが肝要ではないかと私は考えます。

現在、町では、耐震不足の役場庁舎と中央公民館の建てかえ等も検討、計画していると伺っておりますが、これらの建てかえを、この拠点づくりに活用すべきではないかと私は考えます。

そこで伺います。町は、職員で構成する公民館等複合施設建設候補地庁内検討会議で、中央公民館建設候補地の選定を行ったとのことですが、どのような視点と方針で検討したのか伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） それでは、お答えさせていただきます。

選定に当たりましては、まず町民のための施設であることを念頭に、既存の考え方にこだわらず、人口減少を見据えた中で、町の拠点となる複合施設を建設する候補地を検討いたしました。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） 私もまさにそのとおりでと思います。私もこの人口減少社会に向けた、都市の縮退政策というんですけれども、この公共施設の建設工事の選定、これは集住させる地区、場所、利便性が高く世代が交流できる場所、また避難場所としての活用、そして建設と維持管理費の軽減を図る。これらを考慮しながら検討すべきじゃないかと私も考えています。

それでは、次に要旨の2に入ります。

庁内検討会議において、中央公民館建設地がどこに決定したのでしょうか。または決定する予定なのか伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） 本年1月11日に、候補地庁内検討委員会から検討結果につきまして報告がありました。検討結果につきましては、面積の確保は可能か、購入費や造成費はどうか、また、町民の利便性はどうかなど、一つ一つ協議検討がされ、その結果から建設候補地の報告を受けました。どこに決定したのか、また、予定なのかということですが、現在は報告を受けたまでにとどまっております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） そうですか、まだ決定していないというふうに解釈してよろしいと私は判断しました。

それでは、要旨の3に入らせていただきます。

私から中央公民館の建設地を提案させていただきます。現在、町は県道長柄大多喜線沿線の、いわゆる長南宿中央の渡邊辰五郎生誕地に、社会教育施設となる（仮称）渡邊辰五郎記念館建設事業を進めております。今年度もしか基本設計を予算化しておりますけれども、この県道沿線の長南宿は、昔からこの町の中心でありまして、六斎市等が開催されまして、商いでまた大いににぎわったものです。

しかし、今では空き家と空き店舗、そして空き地が多数見られるようになって、町のスポンジ化というんですか、進んでおりまして、このままではますますこの町が衰退することが明白と私は捉えています。私はこの長南宿の衰退を抑制してにぎわいを取り戻し、町の活性化を図っていくためには、活性化の一拠点として、渡邊辰五郎記念館を長南宿に建設することが適切な判断ではないかと考えております。しかし、この記念館だけでは多くの集客を見込むことは難しく、町の活性化には力不足であると私は捉えております。

先ほど、現在のこの行政水準を維持していくには、拠点に公共サービスの機能を集中させて、生活の利便性や町の魅力を高める町のコンパクト化を進めるべきと話しました。つまり、この建設予定地付近には、まだ活用が未定の旧長南小学校、そして保育園、空き地、ここに公共施設を集約させて、面的な教育の拠点として、近隣住民だけでなく町民や観光客も呼び込んで、より多くの集客を図っていくべきだと私は考えます。

私が中央公民館の利用者数を調べましたところ、年々利用者が増加しておりまして、昨年は1万5,500人を超えておりまして、今後もサークル活動などの増加によりまして利用者がふえていくことが推量されます。すなわち、この教育の拠点に用地を確保して、中央公民館を記念館との複合施設として、合理的かつ効率的に整備することにより、より多くの集客が見込めて、近隣の、近所の事業者や町の活性化、そして地域コミュニティーの育成にも大いに貢献できるものと確信しております。

また、東京家政大学との連携によるセミナー等のイベント開催などにより、さらなる活性化も期待できるはずです。なお、複合施設にすることで、皆さんが辰五郎記念館建設において最も懸念している建設費、管理運営のためのコスト、ランニングコスト、これらの削減、提言、抑制を図っていくことが可能になります。そして、町の中心ごとこの長南宿の魅力を高めて、昔のように集住を進めれば、基幹税である固定資産税、それから住民税、これらの税収が図れて、将来においても財政基盤を強化することができるかもしれません。

そこで伺います。町の拠点となる（仮称）渡邊辰五郎記念館は、建設費と施設管理費の削減を図るとともに、より多くの集客が見込める中央公民館との複合施設として、長南宿に建設すべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 岩瀬議員から、町づくりについての建設的なご意見がございました。

まず、複合施設の建設候補地の選定については、先ほど課長から答弁させましたが、いまだ結論は出ておりません。というのは、町の財政状況を見たときに、移転すべきかどうかということで、ちょっと私は迷っています。現在、70億円近い借金があります。公民館を今の場所で建てかえたとしても、庁舎と複合施設を合わせると、概算ですけれども15億円ぐらゐの借金がふえることになります。基金を取り崩しての話です。庁舎と公民館の建てかえは、これは避けて通れないわけですので、財政的には非常に厳しいと言えます。ですので、事業費をできるだけ縮減するには、今の場所も一つの選択肢としてあるのかなというふうなことで考え、担当にはその旨を伝えているところであります。

そうした中で、この記念館事業ですけれども、当初の国の交付金による建設との思惑とは違ってきておまして、今の財政的には過疎債を使つての実施ということを考えています。過疎債といつても、これは交付税措置されるものの、借金そのものはさらにふえることになるわけでありまして。

そこで、複合施設と記念館、同じような公の施設となる可能性もありますので、この複合施設に記念館機能を持たせたらどうかというようなことも考えました。考えましたけれども、記念館事業の目的は、先ほど岩瀬議員がおっしゃるように、衰退する町の中心地、長南宿の活気ににぎわいを取り戻すこと、元気にすることで、建設予定地を長南宿以外に持つていくことは考えられないわけでありまして。

そうした中で、議員のご質問ですけれども、確かに長南宿に記念館を取り入れた複合施設であれば、公共投資の重複は避けられますし、事業費を縮減することで効率的な行政執行ができることになります。加えて、記念館単体の施設よりも、中心地のにぎわいをさらに高める、そういう効果も期待できるわけでありまして。

建設予定地の隣接地は、数年前までは家が建っておりましたが、今は駐車場となっております。地主さんのご理解が得られれば、あそこに4,500平米の土地も確保できることになります。建物は十分建ちます。問題の駐車場も旧長南小学校のグラウンドを活用できることになります。計画当時からすると周辺環境も大分変わってきておりますので、ご提案の記念館を含めた複合施設を長南宿に建設すべきだということについては、今後その可能性について十分調査検討する必要もあると思っておりますので、前向きに取り組んでまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） 今の町長のお話だと、私の考えにある程度の理解をいただけたのかなと思います。

ただ、やっぱり検討というよりも、私は、この町を昔のように活性化するのであれば、今の行政水準を維持していくためには、この長南町に、長南宿ににぎわいを取り戻すこと。まずこれが最初ではないかと思ひます。

公共施設を分散させるというのは、今後の町にとつてもマイナスです。やっぱり拠点を決めて、そこに集中

させるんだと、そうやって考えていかないと、この町は活性化できないんじゃないかと思います。人が集まって経済が動いてくれば、拠点周辺の店舗、それから金融機関、それから交通機関、そういうのも活性化して、土地の収益力が増して、地価が上昇することも大いに期待できます。そして、民間企業の損益分岐点も下がって、空き店舗だとか空き家、空き地、結構ありますけれども、そこに新たな出店の可能性が高まってきます。ひいていえば記念館で計画しているカフェとかレストラン、そういう経営も成り立ってくるんですね。なぜかといいますと、さっきも言っていましたけれども公民館、毎日毎日単純に計算しても365日のうちに大体50人近くが来館しているんですよ。その中の半分が、もしお茶飲むとか、食事をするんだというふうになれば、単純に考えて一月で大体40万以上の売り上げになりますよ。

そうすることによって、そこがどんどん昔のように発展していく。コンパクトの町が発展していく。そういうふうには私は考えております。だから、町長にぜひここで強い決意を聞きたいんですけども、そこで再度伺います。

記念館は、中央公民館との複合施設として、長南宿に建設すべきではないでしょうか。再度お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 決意をという話ですけれども、私としては、今岩瀬議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。条件を整えば、当然そこに建てることも選択肢の一つとして持っているわけでございます。できるだけ建設できる条件をクリアできるように、職員一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、地元の町民の皆さんにも理解が得られるよう、しっかりこれは取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） それでは、町長がちょっと強い決意になってきましたけれども、ぜひ私の提案に沿うような形にしていきたいと思います。

やはりこういう計画というのは、地元の人、住民が町と共通認識に立ってこの事業に取り組んでいく。そうすることがやっぱり実現に近づく、また一歩だと私は思っておりますので、その辺も考慮に入れて検討していただきたいと思います。

それと、この複合施設をつくっていただくとして、この機能の充実と子育て世代の不安解消及び老若男女の交流を図るために、今、給田のほうに子育て交流館がございますけれども、この子育て交流館も複合施設に含めて建設して、拠点機能をさらに充実させるべきではないかと私は考えますけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 拠点機能をさらに充実ということで、子育て交流館を含めてはどうかというお話ですけれども、今の子育て交流館につきましては、開館して3年たちます。これまで施設設備にかなり投資してきておりまして、現在に至ってきているわけでありまして、

それなりの方がここを利用しているということですので、今後もこの交流館の機能は生かしていきたいと。多くの子育て世帯の皆さんに利用していただけるように努めていきたいと、そういうふうに思っております。おりますけれども、複合施設においては、交流館を補完する施設ということで、当面は使っていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） 子育て交流館、開館してまだ3年ですか、確かに今早急に複合施設の中に整備してはどうか、これはなかなか受け入れられないと私も思っております。しかし、足せないかですね、交流できる場所って魅力があるじゃないですか。そういうところにやっぱり小さいときから、町民が一体となって町の子供を育てていくんだと、そういう施設をぜひつくってきたいので、この子育て交流館も、ぜひこの拠点のほうに整備していただけたらなと思っております。

町長の考え方が、私の提案のほうに少し傾いてきたのかなと考えております。今後、本当にこの事業がぜひ町のために、町民にとってプラスになるように十分検討して考えていってください。

以上で私の質問を終わります。

○議長（板倉正勝君） これで3番、岩瀬康陽君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後1時30分を予定しております。

(午後 0時23分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 加藤喜男君

○議長（板倉正勝君） 次に、11番、加藤喜男君。

[11番 加藤喜男君質問席]

○11番（加藤喜男君） 11番の加藤喜男でございます。

議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

町の人口も間もなく8,000人を切る状況で、町長におかれましてはこの厳しい状況の中、また、副町長も不在の中で奮闘いただき、誠にご苦労さまでございます。町長も町民も議会も議員も、この町を消滅させないために頑張っていく方向は同じであると思っております。今回も多くの方について質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

先ほど岩瀬議員が最後に質問をした、ホットな案件であると思っておりますが、まず（仮称）渡邊辰五郎の件について、お聞きするものでございます。

初めに、6月2日、3日の2日間にわたり、町全体に対してこの事業の説明会を行いました。続いて、7月末には街中の長南2区、3区の区民を対象に、町中央公民館で説明を開催したということ聞いております。

この説明会を行った経緯、結果についてお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） 6月2日、3日に開催いたしました町長と語る会・（仮称）渡邊辰五郎記念館説明会におきまして、地元への説明をという声がありました。7月29日に開催しまして、結果につきましては、渡邊辰五郎氏の知名度や運営組織について心配する発言がありましたが、町の活性化や情報発信拠点としての活用など、さまざまなものを望む声などもありました。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） わかりました。この説明会はどのような周知をして集めたかお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） 周知につきましては、対象となります長南2区、3区の区長さんを通じて、回覧という形で周知させていただきました。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） わかりました。周知先に議会議員は含まれていないということによろしいですね。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） 周知につきましては、先ほどお話しさせていただいたように、区長さんを通じて回覧という形ですので、特に議員さんとかに特別にお知らせしたわけではございません。住民の方、2区、3区の方へ回覧という形をとらせていただきました。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 2区、3区の議員さん方は周知、回覧が行ったけれども、そのほかの議員さんには連絡はなかったということで了解します。

それから、これ議事録はホームページか何かにアップされる予定はありますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） 地元説明会の会議録につきましては、概要版ということで、昨日ホームページのほうへ掲載させていただきました。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 了解しました。では、また後で拝見させていただきたいと思います。

次に、町全体や予定地域区民に延べ3回説明会を行っておるわけですが、参加した方々は、高額な検討資金と時間を費やした割には、1枚ペラのイメージ図が主な説明資料だけで、建設等にかかわる概算費用や予想来客者数、運営の方法、経営の見通しについて聞けると思っていたようですが、そのような説明は一切なく、聞

けばこれからということで、説明会になっていないんじゃないかというような意見も漏れ聞こえました。

予定は未定で決定でないわけですが、私は建設費の概算も示されず、運営計画もよくわからない、辰五郎の看板もかけ直すこともあるようなことも漏れ聞くわけですが、看板に関係なくこの事業は費用に対する効果について、私は目を閉じて想像しても、町の活性化にはどうかと、大きな負の遺産になるのではないかなということなどを常に思っているわけでございます。町長や本事業に賛成する議員さんの方々は、バラ色の想像ができるのかもしれませんが、私にはそれが見えないということで、一貫して反対しているわけでございます。

ここにいらっしゃる各議員さん方も、説明会に参加した町民の方々と同じく、この計画は建設までどのくらいかかるんだろうと、どのような運営で独立で採算が取れるのか、費用対効果はどうか、町から恒常的な補助金が垂れ流しになるのではないかと。来客数をどの程度想定するのかと、これがいまだに示されないことから判断に困っているものだと思います。

既に今年度を含めて3,000万円程度が使われ、毎年毎年じわじわとゆっくり徐々に時間をかけて引き返せないと、させないと言ったら語弊がありますが、こういう手法もあるのかなというようなことも思うところでもあります。

そこで、建設費用の概算運営計画について、あわせて建設費、建設に関する補助金の状況についてお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） その件に関しましては、現在、精査、検討中でございます。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 精査、検討中ということで、了解をいたしました。

なかなか概算でもいいから費用が見えてこない、運営計画がわからないと、なかなかこれは賛成していいのか、反対していいのかわからない方も多分いっぱいいらっしゃるんだろうと思いますが、早くこれは概算でよろしいんですから、出していただかないとこの問題が先に進まないということじゃないかと思います。

私はかつて、私の個人的な広報紙で、この事業の建設費について4億円と書いたことがあります。町長は、そんなにかかるならやしませんよというような発言もしたことがあると思いますが、この4億円の根拠ですが、町長は昨年第2回定例会の中で、本事業における経済効果は今回の基本構想に続く基本計画、基本設計、実施設計等を策定していく中で、具体的に示せばよいと考えていると。既に基本構想委託で950万円、不動産鑑定に22万円、用地測量に415万円、いずれも補助金が100%、50%ありますが、今度の基本計画策定に988万円の契約を結んだと。さらに、基本設計に1,700万円、実施設計に3,900万円、ともにこれも補助金があるんでしようが、そういうことをおっしゃった関係があったので、設計に3,900万もかかるのであれば、普通、設計の10倍が工事費、10%が設計だということを考えると、ここで4億円程度かなということ推定したわけでありまして、4億円の根拠はそこにあるということでお話をしておきたいと思います。

そこで、町長にお聞きしたいのは、金額が多分重要ですから、用地買収から建設費までにこれ以上の費用がかかるのであれば、この事業をやらないんだというような上限が1億だとか2億だとか3億だとかあるのかどうか、腹づもりをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 先ほど岩瀬議員の質問にもお答えしたんですけれども、ちょうどこの辰五郎記念館、地方創生事業として国の交付金を活用しての事業実施ができる、そういうふうに見込んでおりましたけれども、どうやらソフト事業のみの交付金という形で、ハード部分が見込めないというような状況の中で、過疎債を使っていったらどうかというような話を先ほどさせていただきました。

今そういうような考え方の中で進めておりますけれども、まず、辰五郎記念館事業が先んじて行われて、それから庁舎、複合施設と、そういう順番を考えておりましたけれども、ここに来て一気にこの3つが重なってきたわけでありまして。したがって、相当な借金をつくっていかねばならない、つくらざるを得ないと、そういう状況の中で、今、財政計画をつくっております。その財政状況をしっかり見きわめた中で、最終的に幾らここに投資できるのかというものを決めていきたいというふうに思っております。思っておりますけれども、先ほど岩瀬議員の質問にもありましたけれども、同じような公の施設が幾つあっても、これはやっぱり行政の効率化は図れないというような思いから、辰五郎記念館、これについては地域住民のための公の施設であります。したがって、この複合施設に含めることも一つの選択肢としては十分考えていたわけでありましてけれども、その候補地についてまだ具体的に決まっていなかったわけなんですけれども、先ほどのご質問の中でそういう具体的なお話がありましたので、私は長南宿に複合施設と、この記念館の機能を含めた複合施設を考えていきたい、今はそういうふうにしておる次第でございます。

したがって、この財政計画、財政規模、事業内容について、今一度検討する時間をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 3回にわたって町民に説明会を開催してきたわけで、それでもう3,000万ぐらい使っているわけで、またここに来て方向転換だと言われてもなかなか、これは町民も何やっているんだというふうに思う方々も多いんじゃないかなと、ちょっとこの辺が、軌道が定まらないということで、またこれで一つ不安材料がふえてくるのかなと。

これはこれでいくのなら、これで3億で上限です、2億で上限ですとか聞きたかったんですけれども、いろいろ揺れ動くということで、町長もいろいろ考えておるのは十分わかります。ですが、ちょっと今のような発言は、今まで説明してきた中でいかなものかなと思います。私だけが思うかどうかわかりませんが、わかりました。

次に行きます。これは前々回あたりに聞こうと思ったんですけれども、ちょっと聞けなかったんですが、済んだことであれなんです、3回目ですけれども、過去2回にわたる、コンサルタント会社がいるわけでありましてけれども、約2,000万弱払っていますか。基本構想・基本計画は連続性があって、これはいいんですけれども、このコンサルタント会社の選定した経緯について、どのような経緯で選定したのかお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） この事業につきましては、東京家政大学との協働事業として実施しております。将来的な経営まで含めました構想を作成するというので、大学と協議する中で選定をいたしました。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 株式会社地域計画連合にお願いしたということによろしいですね。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） 委託先については、地域計画連合となっております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 参考までに、この会社はどこか紹介でもあったんですか。国とか家政大学とか、どうやってこの会社になったのかわかれば伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） 先ほどお話しさせていただきました東京家政大学と協議する中でということで紹介を受けまして、地域計画連合のほうの実績等を考慮した中で決定したものです。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 東京家政大学のご紹介ということでよろしいんですね。わかりました。インターネットにも載っている会社で、相当、観光庁からのコンサルを受けているようでございます。数社から選んだのか、じゃなくて、この東京家政大学との中でこの地域計画連合というところをお願いしたということでありました。了解しました。

次に4番で、先ほどからも長南小学校の名前が出てくるわけなんですけれども、旧長南小学校ですかね。この事業を旧長南小学校でできないのかというご質問をしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） ただいまの加藤議員さんのご質問でございます。

この小学校の跡地活用につきましては、小学校跡地活用検討委員会の基本方針に基づきまして、町の活性化と歳出負担軽減を念頭に入れた企業誘致を基本に検討を進めております。今まで旧長南小学校、旧2小学校の活用方法と同じように、長南小学校も進めていきたいというふうに考えております。

その中で、先般8月31日に小学校跡地活用検討委員会が開催されまして、旧長南小学校の活用を希望する企業の提案について審議が行われました。その内容につきましては、今週13日の議会全員協議会で説明する予定になっておりますが、この（仮称）渡邊辰五郎記念館の事業と、この旧長南小学校の活用につきましては全く別物、いわゆる切り離される事業内容、案件というようなこととして捉えておりますので、ご理解くださるよ

うによろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 先ほど町長が、ハードの部分の補助金は当てにならないのだと、過疎債ということで、また借金だということでお話がありました。

僕は、長南小はいいところにあつて、それを、ほかでもありますけれども、ほかの人に貸すのであれば、有効的に使ったほうがいいんじゃないかなと思つて、これをお聞きしたわけでございます。

次にまいります。この事業をしないと明日から町民が困るといふ事業でもなくて、なくてもいい事業なのかもしれませんが、結果的に運営がままならない、先の見通しがつかなくなつたと。休館、閉館となる場合があり得ると。そのような場合に誰が責任をとるのかということ、平野町長がとるのか、我々議員がとるのか、次の誰かがとるのか、その辺誰が責任をとれるのか、その辺が疑問に思つるので、お聞きできればなと思ひます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） ご心配なさつていふことがないように取り組んでまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） こういう感じで責任をとるといふのは、余りなじまない、行政はやりっ放しでやつた人はもういないと、後で借金が残るといふことで、参考までに聞いてみたんですが、明確な返事はできないと思ひますけれどもね。

それで、住民からこんな投稿がありました。長南町は25年後には5,000人未満、高齢化率50%以上ですと。税を負担する町民も極端に減少します、地方交付税も当てになりません。近い将来、合併は避けられないはずですし、そのときに近隣の市町村に泣きつくことは避けなければならないと。将来を見据えた行政運営、財政運営が求められますと、雇用の増大、地域の活性化、にぎわいを取り戻す、これは美辞麗句ではないかと思ひますと、今の町の課長以上の方々には責任を感じていませんねといふような文面をいただきました。この方は区長もされたことがあると聞いていますが、的を射た意見ではあると思ひます。

議員各位も、あらゆる事業も議員の半数以上の賛成が得られなければ執行できないことはご存じのとおりであります。安易な同情やなれ合い、利己で事を進めてはならないと思ひます。町民のためになるか慎重に調査、検討、討議をしていかなければならない。そういうことで、ひとつ議員の方々にもよろしくお願ひしたいと。

それと、ある方も言つていましたけれども、町長及びこの事業に賛成する議員へのお願ひですが、ぜひとも竣工石碑を敷地内の入り口付近に建てていただき、町長名、賛成議員名、反対議員名を後世に残していただきたいといふことを言つていた人もおりますし、私もそう思ひます。

この事業が、先ほどの町長の発想でどう変わっていくかわかりませんが、この事業をこのとおり進めていくといふことであれば、このようなことをお願ひしておきたいと思ひます。

次にまいります。廃小学校の活用にといふことであります。先ほどのとおり、既に2校は無償で企業に貸しております。残るは旧長南小、豊栄小ですが、私は無償で貸すことに反対をしてきており、多くの町民も無償

貸し出しに疑問を抱いているようでございます。

今回の議会で長南小の貸し出しについて説明がなされるようでございますが、私は町民の貴重な財産である旧長南小学校ぐらいいは町民に開放して使用していただくべきであると、ほかでも主張しているところでございます。

この長南小を企業がどういうふうに見るかわかりませんが、立地条件的には宿中、街中のすぐ裏というすばらしいところにあるわけです。私もいろいろなところで、この学校をどのように使えばいいかということをご提案させてもらっております。一例としましては、社会福祉協議会にも居つきで管理をお願いして、シルバー人材センターの拠点とし、防災用品の備蓄倉庫、被災者の仮設住まい、各種カルチャー団体への部屋貸し、屋内外運動場、スポーツ団体への貸し出し、また、辰五郎でもよい。また、最近では図書館でもどうかと思うところでもあります。住民の共感を十分得られる発想であると思うわけですが、議員各位はどのように思われますかね。議会も、旧長南小に移ってもいいんじゃないかというような発想もするわけでございます。

それと、87%という非常に高い補助率で建てられる予定の商工会館は、旧長南小でいいんじゃないのというようなことを言った商工会の会員もおられました。また、最近聞くところによりますと、町の文化協会の会長である池田満里子さんという方から、各種サークルの要望を取りまとめて旧長南小学校を開放してほしいという要望書が提出されたというふう聞いています。

町長はかたい信念があり、無償でもいいから早く大手の企業、上場企業ですかね、貸してしまいたいと思っっているようですが、町民の要望に耳を余りかさないというのがちょっと不思議だなと思っております。必要のない箱物をつくらないという町長の常套句ですが、これは当たり前で、でも、必要であるからつくるといことで、またこれが進んでいくというような感じに思っております。

町民の貴重な財産を企業に無償で貸して、企業が潤っても町の活性化につながるかは疑問ですが、納税者である町民が使いたいと申し出ても、管理費が払えるんですかといったようなことを言ったということも耳にします。これが本当であるとすれば、町民、納税者をばかにした話じゃないかなというふうに思います。

開放するつもりはないと思いますが、あえてどうなのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） ただいまの加藤議員さんのご質問に回答したいと思います。

小学校の跡地活用につきましては、小学校の跡地活用検討委員会の基本方針に基づきまして、当初より企業誘致を基本に検討を進めてきてございます。その中で去る8月31日、小学校跡地活用検討委員会が開催されまして、旧長南小学校の活用を希望する企業の提案について審議が行われたところでございます。

旧長南小学校におきましては、当然、住民の利便性、あるいは企業誘致による町の活性化、維持管理経費の節減、負担軽減、そういった諸条件を総合的に勘案いたしまして、今回の場合にはこの校舎の本校舎と西側校舎につきましては企業に貸し付けまして、体育館と校庭については町が管理して、町民の皆様が利用できるような形態で活用してまいりたいというふうに考えております。

先ほど申しましたけれども、詳細な内容についてはまた議会全員協議会でご説明させていただく予定になっておりますので、どうぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） わかりました。ちょっと時間も押しますから、後で結構ですから、旧長南小、豊栄小の管理費用がどのくらいかかっているのか、ここでは結構ですので、また後でお聞きしますので、ひとつよろしくご回答願いたいと思います。

それから、先ほど池田満里子さんという話をしましたが、こういう要望が町に提出されたというのは間違いないことでよろしいでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 細かな日付はちょっと忘れちゃったけれども、8月下旬ごろ、要望書はいただいております。ただし、今、加藤議員さんがおっしゃるような、池田満里子さん自身も少しサークルの団体が幾つもある、皆さんのトップの、代表のグループの団体の、全ての代表からの声を全部承認した中での要望書の提出というふうには伺っていないというような意見も聞いてございます。今月20日前後、またそういった会議も開くというような形です。やや独断専行ぎみにというのこちらから聞いていますので、うちのほうもすぐその要望書に対して回答を示そうと思ったんですけども、それをまた踏まえる中で、どのような形にするのか、またよく協議いたしまして回答できればというふうを考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 要望はあり、ちょっと中身がどうかなというような感じで、今お聞きしたつもりであります。余り無視することはないと思いますが、ひとつ慎重に取り扱っていただければと思います。

それでは、次に貸し借りの契約書についてお聞きします。

再三お願いをしても、議決前に契約書案が出てきたことは今までございません。旧東小のときは案ができていないと言い、議決して閉会后直ちに契約案が配られると。これもちょっといかなものかなと思って、憤りを感じたところがございますけれども、旧西小については全く開示されなかった、議会は無償の貸し出しだけを議決すればいいよと言っているようなふうにもとれますが、議会も議会で、契約の内容がわからないのにこれを議案として受け取って、審議する、議決するというのはいかなものかなという感想は持っております。

このため、旧西小の貸し出しについては、昔、タイケン学園のときをお願いしたように、正式なルールにのっとって開示の請求をさせていただきました。先方、マイナビさんの都合もあったのかもしれませんが、ちょっと予定は遅れましたが、開示いただきましてありがとうございました。

町民は、どんな条件で貸しているんだと大変気になるところでもあります。議会も、契約書がないものに本当に困るなということで、議案としては受け取れないよということで、差し戻すということも当然あっていいのかなと思っておりますが、今後も関係する契約書案を議案として出すのが当然だと思いますが、この辺いかがお考えでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、加藤議員さんのご質問にお答えいたします。

この旧小学校の使用貸借契約に当たりましては、地方自治法の第96条第1項第6号の規定によりまして、公益上必要がある場合、議会の議決により普通財産を無償で貸し付けることができる旨の規定に基づきまして、財産の無償貸し付けにつき議決を求める議案を提案しております。しかし、そのときに議案に契約書の案を添付することはできません。と申しますのは、この契約書につきましては、契約の相手方がやはりございます。そういったいわゆる信頼関係で、その内容を双方で十分協議検討した上で、双方に不利益が生じないよう、下調整をしながら契約書の案の作成を進める必要があります。加藤議員さんのおっしゃられているのは、契約書の内容の全て、全部を恐らくお示しすることについてというような要望なんだろうなというような真意が酌み取れます。今後、そういったことも含めまして十分検討していきたいというふうに考えております。

なお、契約書の作成に当たりましては、町の顧問弁護士と十分協議しており、議案提案時には附属資料となります参考資料にその骨格となる項目部分をお示ししてございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 町民も、どのような契約になっているんだということを知りたいわけですね。町民の財産ですからね。だから、契約もその相手先ともよく協議していただいて、これは町民のものだから、町民に内容を見せるんだよということで了解を得て折衝していただかないと、私はちょっと困るんじゃないかなと思っていますので、今回ご質問を差し上げました。

それでは、次にお聞きするのは、今回、旧東、旧西小の両方をいただいて見させていただいたんですけども、損害保険加入義務という15条がつけ加えられたということで、ちょっと旧東小とは、1条追加になったなということで思いますが、この1条を追加した内容について簡単にご説明いただいて、旧東小は要らないのかという、その辺がもしわかればお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 当初の事前の契約ですと、契約書の開示の内容ということなんですけれども、それは今、加藤議員さんがおっしゃったとおり、情報公開で全て内容をおわかりになった上で、この15条の追加の質問だというふうに私のほうは理解いたします。

クラブティと違って、この15条関係の損害保険加入義務がこれだけ追加になっているのはなぜかというようなことだと思います。

クラブティと違うということにつきましては、確かに当初クラブティの場合には必要最小限度というか、町とクラブティの中の、これは一番最初の学校跡地に関する契約書でございました。その後、少しずつ経験値も積み上がる中、マイナビさん、大手の企業でしっかりとした向こうも法制担当部局もございます。そういった中で、当初はクラブティさんと同じような形での契約書だったんですけども、やはり大手の企業さん、そこら辺の損害関係について、新たな条項が追加になったということで、少しずつ精度も上がってきているというような形でご理解をいただければ、どっちがどっちということではなくて、できるだけ契約書をしっかり

としたものに近づけるという形で、このような契約内容案件となったということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） わかりました。

それはそれとしまして、ある町民が、無償貸借で町の負担が発生するのはおかしいと感じると、別紙のほうに甲と乙の負担の割合があつて、甲が負担するのが2つぐらいあるんですけども、今日はあれなんですけど、おかしくないかということも言っているんで、これはまた後でお聞きすることにいたしたいと思います。

貸しちゃったんだからそちらで全部やってくれよというのが本筋かなと思いますが、そういうことを言っている方もいらっしゃいましたということで、ひとつまた十分検討していただきたいと思います。

それでは、廃小学校はこれぐらいにしまして、時間もないので、新庁舎の建設について伺います。

今回説明があるようですが、新庁舎には議会の関連の施設も関係すると思いますが、今のところ私たち議員には何の話もないと、議長からも聞いていないということからお聞きするわけです。

極端な話ですが、私は年に何回も開かれない議会のために特別な建屋を、スペースは必要ない、現状の第1から第6会議室ぐらいを十分、使えば用は足すし、また長南小でもいいんじゃないかと。極端なことを言えば、役場が全部長南小に行ってもいいんじゃないかというぐらいを思うときもあるんですけど、庁舎の進捗状況、建設予定地、予定の費用をまずお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 加藤議員さんの新庁舎建設についてということでございます。

1つ目といたしまして、長南町役場の庁舎建設基本方針につきましては、8月末までに委託業務が終了しまして、成果品の提出があつたところでございます。この中で建設費といたしましては、新庁舎の建設、既存庁舎の解体、また、外構工事等を含め、おおむねでございますけれども、11億1,000万円という程度となるものと算出されたところでございます。また、建設場所は、保健センターに隣接して建設することというふうになってございます。

また、完成までの予定といたしましては、完成は平成32年度末を見込んでおりまして、設計業務、建設工事、これもおおむねですけども、1年ずつを要するというふうなものを見込んでございます。よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 大体それはわかりました。11億1,000万円、壊すにはかかると、場所はこの辺ですよという、脇だということですね。ここで11億1,000万円が出て、何で辰五郎に金が出てこないのかなとちょっと不思議に思うところなんですけど、どのような発注、指名参加を考えているかお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 工事の発注方式ということでございますけれども、委託いたしました業務につきま

しては、本工事については設計・施工分離ということ为前提として考えておったところでございます。本体工事、また、庁舎の解体工事等を一括で発注して、工期の短縮でありますとか経費の圧縮、そういったものが図ることができるならば、そういったメリットが望めるものであれば、またさらに検討の余地があるものというふうに考えておるところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） げすの勘ぐりじゃありませんけれども、例えば締め切り期限のある補助金があるんだというようなことがあったとした場合に、どんどん検討していかなくちゃいけないんですけども、最後にもう時間がないんだと、議会はこれを全面的にのんでくれというようなことがあっては困るわけで、十分どんどん進めて、議会のほうにも情報を流していただきたいと思うところでございます。ひとつよろしくお聞きします。補助金については、今回はお聞きしません。

次に移ります。児童クラブ関係ですが、今回、中学校のテニスコートに建設しまして、私とか一部の議員は要らないんじゃないかということで反対をしたところでございました。

完成後の式典に町長も参加したようですが、町長が自慢げな説明であったかもしれませんが、保護者のほうは何か非常に苦虫をかんでいたような感じだったということで、余り一般町民、保護者、関係者が評判がないように感じております。

また、補正で360万で周りを直しました。工事は夏休み中に行われ、定員オーバーの全員が農村環境改善センターに送られるはめになり、農村環境改善センターの和室は老朽化でエアコンが壊れておると。児童は多目的ホールで運動をしたというはめになったということで、一番喜んだのは大杉課長が、ガスが売れたということで喜んだのかなと思います。これはまだソフト面、ハード面、お金を必要とする等の問題点がまだ残っておるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

○福祉課長（荒井清志君） お答えします。

児童クラブにつきましては、ご存じのとおりこの4月より新しい施設を利用しておりますが、特に問題はないと考えております。なお、ちょっとした備品関係であるとか、そういったものは少しずつ補充しなければならない点等はあろうかと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） さっき余り評判はよくないよということで、この建設に賛成した議員の誰かは何でこれは議会を通したのと言われた人もいたやに聞いております。

これだけではなく、野見金のミハラシテラスとか無償貸し出し、本当に町の活性化に貢献しているのかというような関係、また、新長南小学校も、教育長、そんなに評判がよろしくないようです。元教育関係者等の漏れ聞く話を聞くと、こんな学校だけはつくっちゃいけないよという、悪い参考例ということを行っている方もいらっやいます。

辰五郎もこれに準じなければいいなと思っているところでございますが、この辺、議会も十分チェックして

いかないと、後々また町民から何か言われることがなければいいなと思うところでございます。

これについては、別に町長、いいですね。意見は何かありますか。

ないようですので、次に花火大会に移りたいと思います。

今年度は非常に天気がよくて、誠に見事な花火が見られたということでもあります。ご存じのとおり、主催者は長南町観光協会、後援は長南町商工会がしておるわけですが、今回、観光協会長に板倉議長が就任されたということで、大変ご苦労さまでございました。

プログラムを見ていてちょっと気になったのが、長南小学校、中学校という小・中の学校が名を連ねておりまして、ちょっとおかしいなと思った町民の方もいたようですが、当日のアナウンスでは職員一同ということで、プログラムの作成については、協会のほうには十分慎重な作成をお願いしたいと思うところでございます。

今回に限らず、この大会には大勢の役場職員が出勤しているわけですが、毎年の内容、後援の内容、毎年平均で何人程度の職員が従事しているか、一般業務に支障がないかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） お答えをいたします。

花火大会への後援の内容につきましては、会場の設営、後片づけ作業及び大会当日の駐車場等の警備に従事することでありまして、これに係る従事職員数は、毎年延べ人数で約230人となっているところでございます。

通常業務に支障を来すことはないかのご質問につきましては、職員全員に花火大会準備等の日程を1カ月ほど前から連絡をさせていただき、同時に作業等の協力依頼をさせていただいております。その作業等の日程により、それぞれの部署、各自において、通常業務のスケジュールに組み込んでいただき、事務を進めていただいているところでございます。特に、窓口業務のある部署については、来庁者に対応できる職員が在席するよう考慮していただいております。

職員の方々には、花火大会業務に従事することで、通常業務に支障を来さないよう対処いただいております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 結構大勢の職員が、これに関係をしておることがわかりました。

その職員は管理職以外、残業等がいろいろありますけれども、それについてどのような対価を払っているのか。この辺がわかればお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 花火大会に従事いたしました職員につきましては、時間外に関してのことですけれども、本大会を運営しております実行委員会の方、大勢参加していただいておりますけれども、無償にて大会に係る業務に従事していただいております。そのことを考慮いたしまして、役場職員につきましては休日の扱いとさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 代休ということで、ただ、代休が本当にとれるのかどうかですね。この辺がちょっと気になるところですが、できればお金でも払ってもいいのかなというふうな気がしました。

なぜこれを聞いたかといいますと、今回、前から町の後援なんですけれども、この後援という内容と町がこれだけ職員が出ているというのは、何かおかしいなという感じがちょっとしたものですから聞いたんですが、後援とは何かと調べてみると、主催者が企画した事業の趣旨や内容に賛同し、それを自治体として応援することを表明すること。物品の貸し出し、具体的に見える支援は原則として行わない。参加者がけがをしてトラブルがあった場合でも責任を負わないというような感じが後援だということで、後援の割には随分もう主催のような形になっているところはちょっと気になりましたものですから、今回お聞きしたわけでございます。

これは、さっきの人数に時間単位を掛けますと相当な金額に多分なるんだろうということで、お聞きしませんけれども、どのくらい町からの補助金が出ているのと言ったら、120万円だと言ったかな。そのぐらいが花火に出ていると。また、職員がその分掛ける時間2,000円か1,500円かわかりませんが、相当な町からの資金が出ていると。これは後援ではないと、主催者だということになるんじゃないかなと思って、ちょっと疑問を投げかけさせていただきました。これは終わります。

あと8分ですが、最後に巡回バスについて伺います。

小幡議員が前回聞きました。答弁で法定協議会でも当分の間存続をさせると言っております。このバス、一部には空気を運んでいるということで、費用対効果は相当に少ないと私は思っています。

現在の実証実験は1年をめどに行うというふうに、実証実験、実証実験を繰り返すわけですが、この実験の結果を判断して、存続、廃止の基準はどのような基準で評価するのかお尋ねいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） どのような基準で、この実証実験を判断するかということでございます。

前回の小幡議員さんの質問でも、これについては長南町の地域公共交通網形成計画、これを平成29年3月に策定したところでございます。一応この5年間によるこの交通網形成計画のつくり方になっております。

この実証実験の中では、今ご案内のとおり、平成30年1月から運行経路あるいは運行回数等を見直し、さらに高みを目指し、よりよい運行を目指して実証運行を始めたところでございます。昨年、あわせてバスの停留所、デザイン等もリニューアルいたしました。

この巡回バスを存続していく中で、そこに交通網形成計画ではいわゆる数値目標を設けてございます。このバスの利用者数、あるいは満足度を掲げております。その2つの指標を用いまして、いわゆるPDCAサイクルに基づく効果検証を行って、運行事業者や巡回バスの利用者へのヒアリングをもとに行って、それを法定協議会、地域公共交通の活性化協議会に諮って、それでこの5年間の中でさらにその現行ルート、ダイヤがその間でも使いやすく最適であるのかを判断して、それで実証運行をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 私の結論は、このバスを廃止して、その分をデマンドタクシーのほうに振向けたほう

がいいということでございます。

小幡議員への回答でも、27年度は、タクシーですけれども、8,300人が、28年度は9,500人、昨年度は1万人ということで非常にふえているのにもかかわらず、バスのほうはいろいろなことがあって、がنگん数値が下がってしまったということで、やっぱりドア・ツー・ドアのサービスというのが一番お年寄りにはよろしいのだろうと。バス停まで一々歩いて行って、行ったけれども、今度は帰ってこれなくなっちゃったというようなことでも困るわけでありませう。

長南町には、ゆたかと長南さんがありますが、車が1台ずつしかない。これは何で1台ずつしかないかわからないですけれども、2台でもいいんじゃないかと思いますが、この辺を何とかふやすような形にして、ドア・ツー・ドアのデマンドタクシーをもうちょっと充実させたほうが私はいいんじゃないかなと思っておるわけでありませう。

タクシーをふやせないのか、また、これは時間がないので別の機会にお聞きいたしますが、昨年度は840万も運行の実証実験にかかっているということで、これが町長の英断で、これは、もうやめたというようなことを、議会をもってすればできるのかなと、町長、どうですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） この巡回バスにつきましては、関係者間の協議調整、この運行の判断、その場といたしまして、町には地域公共交通活性化協議会を設置しております。この協議会の中で、うちのほうは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、いわゆる法定協議会としての位置づけ、それと道路運送法に基づく地域公共交通会議、二面性の機能を持ち合わせたものになってございます。

国においては、この地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドラインを作成してございます。この中で、地域公共交通会議は、地方公共団体が主宰するものとされております。したがって、路線または営業区域の休廃止等につきましては、この会議において協議することが望ましいものとなっております。

以上のことから、原則としてはガイドラインに沿った形で具体的な協議を行っているというようなことでございます。

町が行っていく全ての事業に通じるんですけれども、この場合、一般的にこの法定協議会を経て国のガイドラインに沿って基準項目の条件をクリアしておれば、町執行部、議会、そういった進め方については、地方自治法上のルールにのっとって、適正な判断がなされていくものというふうを考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 極端なことを言えば、議会が予算をとおさなければ執行できないわけでありませうけれども、議員の中にも私や小幡議員のように、このバスどうなのかなというような疑問を持っている方もおります。ぜひともこの件、法定協議会云々ということを前面に打ち出してつくっていますけれども、本当に町民は何を望んでいるんだろうというところをよく感じ取っていただいて行政を進めてくださいというお願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで11番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては2時45分を予定しております。

(午後 2時29分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時45分)

◇ 丸 島 な か 君

○議長（板倉正勝君） 次に、12番、丸島なか君。

〔12番 丸島なか君質問席〕

○12番（丸島なか君） 12番議席の丸島でございます。

これより通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、大きい1点目としてブロック塀の安全対策についてお伺いをいたします。

今年の7月に大阪北部を震源とする地震により、女子児童が亡くなる事故が発生したことを受けまして、文科省から安全点検状況調査や、学校施設は常に安全な状態を維持できるよう適切な管理についての通知がなされているということですが、我が町において学校施設や通学路におけるブロック塀の安全確保についてお伺いをいたします。

まず1つ目に、学校施設におけるブロック塀の点検状況についてお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） 長南小学校・中学校の施設におけるブロック塀について現地確認をした結果、小学校の門柱がブロック塀でありました。外観に基づく点検を行うとともに、建築士の立ち会いのもと設計図書から建築基準法施行令の基準値内であることの確認を行い、安全性には問題ございませんでした。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 安全だったということで。

次に、長南町は統合をしてからスクールバスに乗って通学をしておりますけれども、このスクールバスのバス停付近における点検状況についてはいかがだったでしょうか。また、家からバス停までの道のりというのは、どのような定義、安全確保がなされているのかどうなのか、その辺をちょっとお聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） 本町児童はスクールバスによる通学であることから、スクールバスバス停51カ所を確認いたしました。バス停にはブロック塀はございませんでした。

また、児童・生徒には、地震の揺れを感じたら周囲の状況を十分に確認して、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せることと、学校を通じ夏休み前に注意喚起を行ったところでございます。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 注意喚起を行ったということですので、次に移りたいと思います。

3番目として、学校施設以外の保育所、また新しくできた児童クラブ、また東のほうにございます子育て交流館、また旧小学校跡地についてはどんな様子だったのかお伺いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

○福祉課長（荒井清志君） それではお答えします。

保育所、放課後児童クラブ及び子育て交流館については、該当するブロック塀がないことを確認しております。よろしくお祈いします。

○議長（板倉正勝君） 財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 私のほうでは、旧小学校の関係でお話をさせていただきたいと思いますが、旧小学校につきましては4小学校ございますが、プールにブロック塀が設置されておりました。旧豊栄小学校と旧西小学校プールのブロック塀は敷地内でございますけれども、旧長南小学校は南側のブロック塀、これは高さが1.6メートルで長さが16メートルになります。こちらが町道に面しております。また、旧東小学校は南側、こちら延長が39メートル、高さは80センチですけれども、ブロック塀のほうが農地に隣接しております。頑丈には見えますけれども、目視だけでは安全性の判定ができませんので、プールのブロック塀には注意喚起の張り紙をさせていただきました。あわせて、旧東小学校の隣接農地の耕作者には、注意をしてもらうようお願いをしたところです。

今後、ブロック塀の調査方法等の情報を収集する中で、安全性のあるブロック塀なのかを判断して対応を考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 今のお話ですと、旧小学校跡地は一部危険な箇所があるようだということで、話し合いをしてよりよい検討をしていただき、安全な対応策を講じていただけるようお願いをいたします。

次に、町内全般を見たときに、個人が所有するブロック塀について質問をさせていただきます。ブロック塀を個人が点検する場合はどうしたらいいのか、また、点検した結果により改修が必要な場合は、経済的な支援、補助等はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 地震により倒壊が懸念される危険なブロックにつきましては、道路に倒壊した場合、人命はもとより緊急輸送などに影響を及ぼすことから、先般、広報8月号にて点検の必要性と外観による5つチェック方法を周知させていただきました。

また、危険なブロック塀の改修に当たっては、工事に係る費用の一部を補助いたしまして支援するために、本定例議会に住宅リフォーム補助金として、今回、補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 補助していただけるということで、ありがたいなというふうにお祈いしておりますけれども

も、昨今の自然災害の発生状況、7月の西日本豪雨、また直近の今月来ました台風21号や、北海道の大地震等、その被害の大きさを見ますと、自然災害に備える防災、減災対策に今後さらに力を注ぐ必要があるかと思えます。安心・安全の町づくりのために、町は総力を挙げていただきたいことをお願いして、1点目の質問を終わります。

次の2点目ですけれども、健康施策、健康マイレージ事業についてお伺いをいたします。

住民の健康づくりを促進する健康マイレージは、日々の運動や食事などの生活改善、また健康診断の受診や健康講座、スポーツ教室、ボランティアなどの社会参加など、町で決定した健康づくりメニューを行った住民がポイントを集めると特典が得られるものでございます。私が調べたところによりますと、全国でも静岡県、また福岡県等が事業導入の先駆けとなりまして、愛知県では平成26年から市町村共同事業として、健康づくりにつながる取り組みを実践することによって、マイレージ、ポイントが獲得でき、一定以上のマイレージ獲得者には県内協力店でさまざまな特典、サービスが受けられる優待カードを交付するあいち健康マイレージ事業というものを開始しているそうです。

各種健康診断の受診や運動、またイベントや講座への参加など、自己申告の上、ポイントを得ることができ、一定のポイントがたまったら、応募による景品交換や、また協力店でのサービスが受けられるというもので、ポイントカード付きのチラシを全戸配布いたしまして、住民の健康づくりを推進しており、実施する市町村はどんどんふえているということをお聞きしております。

このように最近では、近隣町村でも、白子町や長柄町でも導入しております。

この健康マイレージ事業につきましては、平成28年3月議会において私が質問させていただきました、本町における事業の導入への質問に対しまして、町の回答としては、ポイントのため商品券や商品に還元できる制度であり、住民の健康意識の高揚のために導入する市町村も出てきていますので、導入に当たっては費用対効果、長南町の状況に適しているか、先進地の例を参考に調査研究してまいりますとの答弁をいただきました。

そこでお伺いいたします。本町におかれましても、私が質問して2年半が経過しており、早期導入をしていただきたい。その後の進展状況と今後の取り組みへのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） 健康ポイント事業につきましては、今年度県下でも22団体が事業を実施しております。

平成28年度当時、白子町が町民の健康づくりを後押しするため万歩計を配布して事業を実施しており、今年度6月から長柄町も、健康増進効果の高いウォーキングに健康ポイント制度を活用しておりますが、事業費についても2,500万円程度と高額であり、費用対効果の面からも検討が必要と考えております。

町といたしましては、健康意識の高揚について周知や勧奨の方法を検討し、例えば特定健診の受診率向上対策では、昨年度から全く健診を受けていない方を対象に個別勧奨を実施することで、健診の重要性を周知しながら個別健診の受診へと結びつけるなどの事業を行っております。

しかしながら、全国的な流れといたしましては、半数近い団体が健康ポイントを取り入れた事業を実施しておりますので、本町といたしましても平成31年度導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、導入に向けての具体的な内容につきましては、今後庁内で検討してまいりたいと考えております。
以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） さまざまな事業がある中、31年度導入に向けて取り組んでいただけるという前向きな答弁をいただき、大変うれしく思います。本来、健康づくりは個人個人が考え実施することが必要だと考えますが、主体的な健康づくりを支えるために社会全体で支援していくことも重要なことかと思えます。

取り入れている近隣の町に聞いたところ、皆さん目標を掲げて張り合いを持って、健康のために一生懸命に取り組んでいるようでございます。朝早くからつえをついて歩いたり、誰しも健康でいたいし、人に迷惑をかけたくないとのことで、皆さんの健康に対する意識が急速に高まっているということをお聞きしました。健康的な生活習慣の確立、健康の自己管理能力の向上、生きがいつくり等に視点を置いた健康づくりメニューの作成、町といたしましても、楽しみながら健康づくりを目指す健康マイレージ事業で、健康づくりに励むきっかけとなれば、非常にすばらしいことだと思います。先ごろは国保事業の保険者努力支援制度でも言われております動機づけにもなり、健康診断の受診率の向上、また日常生活の改善などで、医療費や介護費の抑制にもつながると思います。

多くの町民が楽しく健康づくりに参加できるように、取り組みをしていただきたいことをお願いして、この質問を終わります。

3点目といたしまして、有害獣解体施設について、法的に販売できる施設をつくる考えについてお伺いをいたします。

近年、野生獣による農作物被害が増加し、地域の農業者、地域住民から対策強化の声が高まっております。おいしく食べて被害をなくすには、法的に販売できる施設を建設してほしいということでございます。

国では、鹿やイノシシなどの野生獣の肉、ジビエを使った料理の普及へ、食肉処理を行う施設に対して国が品質の安全性にお墨つきを与える国産ジビエ認証制度の申請受け付けが7月から始まりました。農水省が品質にお墨つきをして消費者に安全・安心をPRするものです。

認証を受けるには、厚生労働省の衛生管理指針をもとに定められた数十項目の基準を満たすことが求められます。例えば、①として使用するナイフは1頭ごとに洗浄する。②捕獲日時、場所などの個体情報を記録する。③冷蔵庫の温度を確認、記録するなど。また、モモやロースなど部位別の肉の切り分け方を定め、加工基準、カットチャートの遵守や、捕獲から販売までの流通履歴を確認できるトレーサビリティを確保する必要があるということです。認証施設になると、出荷するジビエや加工品にロゴマークを張り、消費者に安全・安心をアピールできるようになるということです。

認証は、国の認証機関である日本ジビエ振興協会が行い、農林水産省は2016年度で1,283トンだったジビエ消費量を、19年度までに2,566トンへ倍増させる目標を掲げており、その一環として同制度が5月に創設されました。

近年のジビエブームなどにより、捕獲される野生鳥獣はふえる一方ですが、食肉とされるのは約1割程度、消費者や飲食店などがジビエの衛生面に不安を持っていることが、消費拡大につながらない主な理由の一つだと言われております。加えて、ハンターが野生鳥獣をその場で解体し、許可なく飲食店などに販売する違法ジ

ビエの横行も問題になっているようです。それだけに、農水省鳥獣対策室は、認証制度により違法ジビエを排除し、より安全で質の高いジビエが市場に出回るのを後押ししたいとのことです。このように国も後押しをしております。

おいしく食べて被害をなくす、プロのクックさんは、どこをどうさばけばよいか、おいしく食べるにはどうしたらよいかを知っております。特に冬場はおいしく食べられるが、夏場は食べられないという話をよく聞きますが、利用する時期はいつでもオーケーとのことです。料理法を変えれば大丈夫と、そのプロの方はおっしゃっております。

また、とめ刺し方法が大事で、鉄砲でとめたのは食べられないということです。やりや空気銃、また電気で気絶した状態で血管動脈を切る、そうしないと血が抜けないので臭くて食べられないということで、時間的には30分以内で行わなければならないということだそうです。

町内には、解体する人、野生獣の健康状態を観察する獣医さんもおられます。また、コンスタントにジビエ肉が入ってくれば、ジビエ料理をやってもいいですよという若い方もいらっしゃいます。あとは、解体する施設があれば、製品の販売もできる、起業もできる、販売員、税外収入も得られるということですが、町としてはどうお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、ただいまの質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、平成29年度のイノシシの捕獲実績のご報告をさせていただきますけれども、箱わなによるものが221頭、くくりわなが118頭、銃による捕獲が5頭の合計344頭でございました。

ご質問の法的に販売できる施設につきましては、千葉県食品衛生法施行条例に規定されております食肉処理業の基準に適合し、許可を受けた施設となります。

NPO法人日本ジビエ振興協議会が公表している参考資料によりますと、施設に搬入される頭数は、平均的に捕獲数の約1割、施設を運営していくためには年間300頭以上の処理が望ましいとされており、これによると年間3,000頭程度の捕獲が必要となります。また、施設建設には多額の事業費を要することから、現在の財政状況では厳しいと考えますが、議員の質問の中にもございましたとおり、国もジビエの利用量を平成31年度には倍増させるジビエ倍増モデル整備事業を政策目標に掲げておりますことから、今後、その事業等の動向を見ながら、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 現在の捕獲頭数では施設の運営が難しいことはよくわかりました。

ちなみに、食肉処理施設を建設するためには、どのくらいの費用がかかるのかわかればお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 施設の建設費ということですが、近々では君津市が平成23年度に国の補助を受けて建設を行っておりまして、約7,940万円の事業費がかかったと聞いております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 高い建設費がかかるということで、そうであるならば最近では長生村や茂原市などでもイノシシの家族が出没して集団でそういうふうに出てきているとか、遭遇したとかいうお話等も聞いておりますので、町で無理であれば広域ですかね。長生郡市広域で解体施設建設を考えていくのもよいのではないかと思います。そういうことに関してはどうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 議員のおっしゃるとおり、多くの自治体で建設することによりまして費用負担は軽減されると思いますけれども、余り広範囲になってしまいますと処理施設までの距離が遠くなってしまいまして、結果として食肉化が図られないことも心配をされます。このことから、実際に解体処理をされている方等の意見を聞きながら検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） あちらが立ってもこちらが立たないでなかなか難しいようですけれども、聞いた話ですと、最近、西日本の高知県とか岡山県のほうでは、移動式の解体処理車、通称ジビエカーというものを導入して、そういうジビエカーがとったところに移動して、それでその車の中で解体して、ジビエカーでは5頭分か何かを冷蔵庫にしまっておけるとかという、そういうお話も聞いておりますけれども、解体処理をされる従事者の方の負担軽減や、ジビエの利用促進のためにも、そういうこともちょっと考えていただきながら、これからぜひ前向きに検討していただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで12番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時12分）